嬉野市防災会議条例及び嬉野市災害対策本部条例の一部を改正する条例新旧対照表 【第1条関係】 嬉野市防災会議条例

【第1条関係】嬉野市防災会議条例	
改正案	現行
(所掌事務)	(所掌事務)
第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつか	第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつか
さどる。	さどる。
(1) 嬉野市地域防災計画を作成し、及	(1) 嬉野市地域防災計画を作成し、及
びその実施を推進すること。	びその実施を推進すること。
(2) 市長の諮問に応じて市の地域に係	(2) 市の地域に係る災害が発生した場
る防災に関する重要事項を審議するこ	合において、当該災害に関する情報を収
<u>と。</u>	集すること。
(3) 水防法(昭和24年法律第193	(3) 水防法(昭和24年法律第193
号) 第33条第1項に規定する水防計画	号)第15条の水防計画その他水防に関
その他水防に関する重要事項を調査し、	し重要な事項を調査審議すること。
審議すること。	
(4) 前2号に規定する重要事項に関	
し、市長に意見を述べること。	
<u>(5)</u> <u>前各号</u> に掲げるもののほか、法律	<u>(4)</u> <u>前3号</u> に掲げるもののほか、法律
又はこれに基づく政令によりその権限に	又はこれに基づく政令によりその権限に
属する事務	属する事務

【第2条関係】嬉野市災害対策本部条例

改正案	現行
(趣旨)	(趣旨)
第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和	第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和
36年法律第223号) <u>第23条の2第8</u>	36年法律第223号) <u>第23条第7項</u> の
<u>項</u> の規定に基づき、嬉野市災害対策本部	規定に基づき、嬉野市災害対策本部(以下
(以下「災害対策本部」という。)に関し	「災害対策本部」という。)に関し必要な
必要な事項を定めるものとする。	事項を定めるものとする。

嬉野市証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
(実費弁償)	(実費弁償)
第2条 市の機関の請求により次に掲げる者	第2条 市の機関の請求により次に掲げる者
が出頭し、参加し、又は出席した場合は、	が出頭し、参加し、又は出席した場合は、
実費弁償を支給する。	実費弁償を支給する。
(1) 略	(1) 略
(2) 法 <u>第100条第1項後段</u> の規定によ	(2) 法 <u>第100条第1項</u> の規定による選
る選挙人その他の関係人	挙人その他の関係人
(3) 法 <u>第109条第5項において準用す</u>	(3) 法 <u>第109条第6項、第109条の</u>
<u>る法第115条の2第2項</u> の規定による参	<u>2第5項又は第110条第5項</u> の規定によ
考人	る参考人
(4) 法 <u>第109条第5項において準用す</u>	(4) 法 <u>第109条第5項、第109条の</u>
る法第115条の2第1項の規定による公	<u>2第5項又は第110条第5項</u> の規定によ
聴会に参加した者	る公聴会に参加した者
(5) 法第115条の2第1項の規定によ	
る公聴会に参加した者	
(6) 法第115条の2第2項の規定によ	
<u>る参考人</u>	
<u>(7)</u> 略	_(5)_ 略
<u>(8)</u> 略	_(6)_ 略
<u>(9)</u> 略	<u>(7)</u> 略
<u>(10)</u> 略	

改正案

現 行

(設置)

第1条 略

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のと おりとする。

名称嬉野市コミュニティーセンター位置嬉野市塩田町大字五町田甲3136番地1

(事業)

- 第3条 センターの<u>事業</u>は、次に掲げるとお りとする。
 - $(1) \sim (2)$ 略
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第1 条に定める目的を達成するために必要な 事業

(開館時間)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、<u>市長は、特に</u> <u>必要があると認める</u>ときは、開館時間を変 更することができる。

(休館日)

第5条 略

- (1) 火曜日。ただし、その日が休日 (国民の祝日に関する法律(昭和23年 法律第178号)に規定する休日をい う。以下同じ。)に当たるときは、当該 休日以後の直近の休日でない日とする。
- (2) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に 必要があると<u>認める</u>ときは、休館日を変更 し、又は別に休館日を定めることができ る。

(利用の許可)

(設置)

第1条 略

(位置)

第2条 センターは、嬉野市塩田町大字五町 田甲3136番地1に置く。

(業務)

- 第3条 センターの<u>業務</u>は、次に掲げるとお りとする。
 - $(1) \sim (2)$ 略
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、第1 条に定める目的を達成するために必要な 業務を行うこと。

(開館時間)

第4条 略

2 前項の規定にかかわらず、<u>市長が特に必</u> 要があると認めたときは、開館時間を変更 することができる。

(休館日)

第5条 略

- (1) <u>毎週</u>火曜日。ただし、その日が休日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日とする。
- (2) 略
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に 必要があると<u>認めた</u>ときは、休館日を変更 し、又は別に休館日を定めることができ る。

(利用の許可)

- 第6条 センターの施設及び設備のうち、別表に掲げるものを利用しようとする者<u>又は</u>団体は、市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、<u>センターの管理上</u>必要な条件を付する ことができる。

(利用の制限)

- 第7条 市長は、次の各号の<u>いずれかに該当</u> <u>する</u>と認めるときは、センターの利用を許 可しないことができる。
 - (1) その利用がセンターにおける公の 秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある と認めるとき。
 - (2) その利用がセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) その利用が政治活動、宗教活動又は物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うものと<u>認める</u>とき。
 - (4) その利用が暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第2項に掲げる暴力 団その他集団的に又は常習的に暴力的不 法行為等を行うおそれがある組織の利益 になると<u>認める</u>とき。

(5) 略

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、利用の許可を取り消し、若し くは許可の内容を変更し、又は利用の中止 を命ずることができる。

(1) 第6条第1項の許可を受けた者又

- 第6条 センターの施設及び設備のうち、別 表に掲げるものを利用しようとする者は、 市長の許可を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の許可をする場合において、<u>管理上</u>必要な条件を付することができる。

(利用の許可の基準)

- 第7条 市長は、次の各号の<u>一に該当すると</u> <u>認める</u>ときは、センターの利用を許可しな いことができる。
 - (1) その利用がセンターにおける公の 秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある と認められるとき。
 - (2) その利用がセンターの施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
 - (3) その利用が政治活動、宗教活動又は物品販売、宣伝その他これらに類似する営利行為を行うものと<u>認められる</u>とき。
 - (4) その利用が暴力団員による不当な 行為の防止等に関する法律(平成3年法 律第77号)第2条第2項に掲げる暴力 団その他集団的に又は常習的に暴力的不 法行為等を行うおそれがある組織の利益 になると<u>認められる</u>とき。

(5) 略

(許可の取消し等)

- 第8条 市長は、<u>第6条第1項の許可を受け</u> た者(以下「利用者」という。)が次の各 号のいずれかに該当する<u>と認めるとき、又</u> は管理上支障があると認めるときは、利用 の許可を取り消し、若しくは許可の内容を 変更し、又は利用の中止を命ずることがで きる。
 - (1) 利用者が許可を受けた利用目的に

は団体(以下「利用者」という。)が許 可を受けた利用目的以外の目的に利用し たとき。

- (2) 略
- (3) 利用者が虚偽 その他不正の手段に より許可を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により必要があるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と<u>認める</u>とき。

(入館の制限)

- 第10条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該 当する者に対し、入館を拒み、又は退館を 命ずることができる。
 - $(1) \sim (3)$ 略

(使用料)

第11条 利用者は、別表に定める<u>額の使用</u>料を納付しなければならない。

2 略

(使用料の減免)

- 第12条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該 当するときは、使用料を減額し、又は免除 することができる。
 - $(1) \sim (5)$ 略
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 略

$2\sim5$ 略

6 第1項の規定によりセンターの管理を指 定管理者に行わせる場合において、<u>利用者</u> は、センターの利用の権利を他人に譲渡 し、又は転貸してはならない。

違反したとき。

- (2) 略
- (3) <u>虚偽</u>その他不正の手段により許可 を受けたとき。
- (4) 天災地変その他の避けることができない理由により<u>必要があると認められ</u>るとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と<u>認められる</u>と き。

(入館の制限等)

第10条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する 者に対し、入館を拒み、又は退館を命ずる ことができる。

$(1) \sim (3)$ 略

(使用料)

- 第11条 <u>センターの</u>利用者は、別表に定め る<u>額を、使用料として納めなければならな</u> <u>い</u>。
- 2 略

(使用料の減免)

- 第12条 市長は、次の各号の<u>一に</u>該当する ときは、使用料を減額し、又は免除するこ とができる。
 - $(1) \sim (5)$ 略
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長 が特に<u>必要がある</u>と認めるとき。

(指定管理者による管理)

第14条 略

$2\sim5$ 略

6 第1項の規定によりセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、センターの利用者は、センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(指定管理者の業務)

第16条 略

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する業務
- $(2) \sim (5)$ 略

(利用料金)

第17条 第11条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者は、指定管理者に対し利用料金を納めなければならない。

$2 \sim 3$ 略

(原状回復義務)

- 第18条 利用者は、施設等の利用を終了 し、又は第8条の規定により利用許可を取 り消されたときは、<u>当該利用に係る</u>施設等 を原状に回復し、係員の点検を受けなけれ ばならない。
- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

別表(第6条、第11条、第17条関係)

区分	施設使用料(開館時間内)	冷暖房使用料 (1時間当たり)
第1和室	1時間当たり	100円
	400円	
	1団体1泊当たり	
	4,000円	
第2和室	1時間当たり	100円
	400円	

(指定管理者の業務)

第16条 略

(1) 第3条に掲げる業務

$(2) \sim (5)$ 略

(利用料金)

第17条 第11条第1項の規定にかかわらず、第14条第1項の規定により、センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、センターの利用者は、利用料金を納めなければならない。

$2 \sim 3$ 略

(原状回復義務)

- 第18条 利用者は、施設等の利用を終了 し、又は第8条の規定により利用許可を取 り消されたときは、<u>利用に係る</u>施設等を原 状に回復し、係員の点検を受けなければな らない。
- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき<u>又は</u>法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

別表(第6条、第11条、第17条関係)

<u>室名</u>	金額(開館時	宿泊金額	冷暖房使
	間内)	(1泊当た	用(利
		り)	用) 料
			(1時間
			<u>当たり)</u>
第1和	1時間当たり	1団体4,	200円
<u>室</u>	400円	000円	
第2和	1時間当たり	1団体4,	200円
<u>室</u>	400円	000円	

		1団体1泊当たり	
		4,000円	
第1句	所修室	1時間当たり	100円
		200円	
第2页	肝修室	1時間当たり	100円
		200円	
		1団体1泊当たり	
		2,000円	
第3页	修室	1時間当たり	100円
		200円	
		1団体1泊当たり	
		2,000円	
調理実習室		1時間当たり	100円
		<u>400円</u>	
トレーニング		1人2時間当たり	100円
ルーム		300円	
<u>浴室</u>		1人2時間当たり	100円
		300円	
	展示室	1日当たり	100円
		<u>500円</u>	
	体験コ	1時間当たり	100円
展示	ーナー	100円	
<u>館</u>	調理実	1時間当たり	100円
	習室	200円	
	作業室	1時間当たり	100円
		100円	

備考

- 1 次の各号のいずれにも該当しない者が センターを利用する場合は、この表に定 める使用料の3割増しの額とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児 童、生徒又は学生
 - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施 設に宿泊をする者
- 2 この表に定める使用料には、消費税法

第1研	1時間当たり200円		200円
<u>修室</u>			
第2研	1時間当たり	1団体2,	200円
<u>修室</u>	200円	000円	
第3研	1時間当たり	1団体2,	200円
<u>修室</u>	200円	000円	
調理実	1時間当たり	400円	200円
習室			
トレー	300円1回	1人2時間	200円
ニング	<u>以内</u>		
ルーム			
浴室	300円1回	300円1回1人2時間 200円	
	<u>以内</u>		
体験コ	100円1時間当たり		100円
<u>ーナー</u>			
(展示			
館)_			
調理実	200円1時間当たり 200円		
習室			
(展示			
館)_			
作業室	100円1時	<u> </u>	100円
(展示			
館)_			
備考			

- 1 使用(利用)料には、消費税及び地方 消費税を含む。
- 2 宿泊利用の場合は、団体を原則とする。
- 3市内居住者以外の者が利用する場合の使用(利用)料は、この表に定める額の5割増しとする。

(昭和63年法律第108号) の規定に基づ く消費税の額及び地方税法(昭和25年法 律第226号) の既定に基づく地方消費税 の額を含む。 改正案

第1条~第3条 略

(利用の許可)

第4条 <u>センターの施設及び設備のうち別表</u> <u>に掲げるものを利用しようとする者又は団</u> <u>体</u>は、市長の許可を受けなければならない。

2 略

(利用の制限)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに<u>該当</u> <u>するとき</u>は、センターの利用を許可しては ならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すお それがあると認めるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 略
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等 に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2項に掲げる暴力団その 他集団的に又は常習的に暴力的不法行 為等を行うおそれがある組織の利益に なると認めるとき。

(5) 略

(利用許可の取消し等)

- 第6条 市長は、次の各号のいずれかに該 当するときは、利用の許可を取り消し、 若しくは許可の条件を変更し、又は利用 の中止を命ずることができる。
 - (1) 第4条第1項の許可を受けた者又 は団体(以下「利用者」という。)が この条例若しくはこの条例に基づく規 則の規定又は市長の指示に違反したと

現 行

第1条~第3条 略

(利用の許可)

第4条 <u>別表に掲げるセンターの施設及び設</u> <u>備を利用しようとするもの</u>は、市長の許可 を受けなければならない。

2 略

(利用の許可の基準)

- 第5条 市長は、次の各号のいずれかに<u>該当</u> すると認めるときは、センターの利用を許 可してはならない。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すお それがあるとき。
 - (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 略
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止 等に関する法律(平成3年法律第77 号)第2条第2号に規定する暴力団の 利益になるものであるとき。

(5) 略

(許可の取消し等)

- 第6条 市長は、<u>第4条第1項の許可を受け</u> た者(以下「利用者」という。)が次の各 号のいずれかに該当する<u>と認める</u>ときは、 利用の許可を取り消し、若しくは許可の条 件を変更し、又は利用の中止を命ずること ができる。
 - (1) <u>この条例</u>若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示に違反したとき。

き。

- (2) 利用者が許可を受けた利用目的以外の目的に利用したとき。
- (3)利用者が虚偽その他不正の手段により許可を受けたとき。
- $(4) \sim (5)$ 略
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要と認めるとき。

第7条 略

(使用料)

第8条 <u>利用者</u>は、別表に定める額を、使用 料として納めなければならない。

2 略

(使用料の減免)

第9条 略

- (1) 市が<u>主催し</u>、又は他の団体と共催して行う事業に施設を利用するとき。
- $(2) \sim (3)$ 略
- (4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

第10条 略

(指定管理者による管理)

第11条 略

- 2 略
- 3 センターの管理を指定管理者が行う場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第4条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 略

第12条~第13条 略

(利用料金)

第14条 第8条第1項の規定にかかわら ず、第11条第1項の規定によりセンター

- (2) <u>許可</u>を受けた利用目的以外の目的 に利用したとき。
- (3) <u>虚偽</u>その他不正の手段により許可 を受けたとき。
- $(4) \sim (5)$ 略
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があるとき。

第7条 略

(使用料)

第8条 <u>センターの利用者</u>は、別表に定める 額を、使用料として納めなければならな い。

2 略

(使用料の減免)

第9条 略

- (1) 市が<u>主催</u>、又は他の団体と共催して行う事業に施設を利用するとき。
- $(2) \sim (3)$ 略
- (4) <u>前各号</u>に掲げるもののほか、市長 が特に必要があると認めるとき。

第10条 略

(指定管理者による管理)

第11条 略

- 2 略
- 3 センターの管理を指定管理者が行う場合において、当該指定管理者がセンターの管理を行う期間前にされた第4条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

4 略

第12条~第13条 略

(利用料金)

第14条 第8条第1項の規定にかかわら ず、センターの管理を指定管理者が行う場 <u>の管理を指定管理者に行わせる場合は、利用者</u>は、指定管理者に対し<u>利用料金</u>を納めなければならない。

$2 \sim 3$ 略

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設及び設備の利用を 終了し、又は第6条の規定により利用許可 を取り消されたときは、当該利用に係る施 設及び設備を原状に回復しなければならな い。

2 略

第16条~第17条 略

別表(第4条、第8条、第14条関係)

区分	使用料(1時間当たり)
集会室	200円
和室(A)	200円
和室(B)	200円
調理室	200円

備考

- 1 市内居住者(市内に居住し、通学し、 若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体がセンターを利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法 (昭和63年法律第108号)の規定に 基づく消費税の額及び地方税法(昭和2 5年法律第226号)の規定に基づく地 方消費税の額を含む。

<u>合は、センターの利用者</u>は、指定管理者に 対し、利用料金を納めなければならない。

$2 \sim 3$ 略

(原状回復義務)

第15条 利用者は、施設及び設備の利用を 終了したとき、又は第6条の規定により利 用許可を取り消されたときは、当該利用に 係る施設及び設備を原状に回復しなければ ならない。

2 略

第16条~第17条 略

別表(第4条、第8条、第14条関係)

<u>室名</u>	<u>金額</u>	
集会室	1時間当たり 200円	
和室 (A)	1時間当たり 200円	
和室 (B)	1時間当たり 200円	
調理室	1時間当たり 200円	

備考

- 1 使用(利用)料には、消費税及び地方 消費税を含む。
- 2 市内居住者以外のものが利用する場合 の使用(利用)料は、この表に定める額 の5割増しとする。

改正案

現 行

第1条~第2条 略

(利用の許可)

第3条 公会堂を<u>利用しようとする者又は団体</u>は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、公会堂の利用を許可しない。

(1) 略

(2) 建物又は<u>附属品</u>を損傷するおそれ があると認めるとき。

削除

(3) 前2号に掲げるもののほか、公会堂の管理上支障があるとき。

削除

(利用許可の取消し等)

- 第5条 市長は、前条の許可を受けた者又は 団体(以下「利用者」という。) が次の 各号のいずれかに該当するときは、利用の 許可を取り消し、又は利用 を制限するこ とができる。
 - (1) この条例の規定に違反したとき。
 - (2) <u>前条各号のいずれかに該当する事由</u> が生じたとき。
- 2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し 又は利用の制限によって、利用者 が被っ た損害について、その責めを負わないもと する。

第1条~第2条 略

(使用の許可)

第3条 公会堂を<u>使用しようとする者</u>は、市 長の許可を受けなければならない。許可を 受けた事項を変更しようとするときも、同 様とする。

(使用の制限等)

- 第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、公会堂の<u>使用を許可せず、又</u> は使用の許可を取り消し、若しくは使用を 制限することができる。
 - (1) 略
 - (2) 建物又は<u>附属物</u>を損傷するおそれがあると認めるとき。
 - (3) この条例の規定に違反したとき。
 - <u>(4)</u> <u>前3号</u>に掲げるもののほか、公会 堂の管理上必要と認めるとき。
- 2 前項の規定による許可の取消し又は使用 の制限により使用者の損害を生じた場合で あっても、市は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第6条 利用者は、公会堂に特別の設備を設置しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第7条 公会堂の利用者は、別表に定める額 の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは、 使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

- 第10条 利用者は、公会堂の利用を終了したときは、当該利用に係る施設、設備等を直ちに原状に回復しなければならない。
- 2 <u>利用者が前項</u>に規定する原状回復義務を 怠ったときは、<u>市長は、これを</u>執行し、そ の費用を当該利用者から徴収する。

(損害賠償)

第11条 利用者は、公会堂の施設、設備、 備品等を<u>損傷し、又は滅失したとき</u>は、市 長の指示に従い、<u>市に</u>賠償しなければなら ない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第7条関係)

(特別の設備)

第5条 使用者は、公会堂に特別の設備を<u>し</u> ようとするときは、あらかじめ市長の許可 を受けなければならない。

(使用料の額)

第6条 公会堂の使用料の額は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第7条 市長が特に必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

- 第9条 使用者は、公会堂の使用を終了した ときは、その使用に係る施設、設備等を直 ちに原状に回復しなければならない。
- 2 <u>使用者が、前項</u>に規定する原状回復義務 を怠ったときは、<u>市長がこれを</u>執行し、そ の費用は、当該使用者から徴収する。

(損害賠償)

第10条 使用者は、公会堂の施設、設備、 備品等を<u>滅失し、又は損傷したとき</u>は、市 長の指示に従い、<u>その損害を</u>賠償しなけれ ばならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第6条関係)

公会堂使用料

(単位:円)

		区分	使用料	利用時間
大ホ	;—,	<u>ル</u>	1時間当たり	午前7時
			<u>1,100円</u>	から午後
会議	室		1時間当たり	10時ま
			200円	で
控室	<u>{</u>		1時間当たり	
			200円	
冷暖	房	大ホール	1時間当たり	
設備	i		<u>500円</u>	
		会議室、控室	1時間当たり	
			100円	
備	放ì	送設備(一	1回当たり	
品	式)	_	1,000円	
	プロ	コジェクタ	1回当たり	
			1,000円	

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税 法(昭和63年法律第108号)の規 定に基づく消費税の額及び地方税法 (昭和25年法律第226号)の規定 に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。以下同じ。)以外の者又は団体が公会堂を利用する場合は、この表による使用料に3割の額(その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を加算する。
- 4利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。

区分		使用料(1時間当たり)	
		午前8時~	<u>午後5時~</u>
		<u>午後 5 時</u>	10時
大ホー	<u>ル</u>	1,000	1,500
会議室	大ホール	100	150
	併用		
	単独使用	200	300
控室	大ホール	100	150
	併用		
	単独使用	200	300

備考

(使用時間の延長)

- 1 大ホール、会議室及び控室の使用時間を超えて使用する場合の使用料については、超過する時間分の使用料を徴収する。この場合において、1時間未満は、1時間とする。
 - (入場料等を徴収する場合の使用料)
- 2使用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に20割の額を加算する。
 - <u>(宣伝・営利目的で使用する場合の使</u> <u>用料)</u>
- 3 使用者が宣伝又は営利を目的として 公会堂を使用する場合は、この表によ る使用料に20割の額を加算する。 (市外者が使用する場合の使用料)
- 4 市内在住者以外の者が、宣伝又は営利を目的として公会堂を使用する場合は、前2項に規定する額のほか、この表による使用料の10割の額を加算する。
 - (練習・準備のために使用する場合の 使用料)

- 5 利用者が宣伝又は営利を目的として 公会堂を利用する場合は、この表によ る使用料に20割(市内居住者以外の 者が宣伝又は営利を目的として公会堂 を利用する場合にあっては、30割) の額を加算する。
- 6 利用者が特別の設備を設置して利用 する場合は、この表による使用料のほか、電気料金及び水道料金の実費相当 額を徴収する。
- 5 練習又は準備のため大ホールを使用 する場合は、この表による使用料の5 割を徴収する。

(冷暖房使用料)

- 6 大ホール使用の場合で、使用者が冷暖房の使用を申し出た場合は、この表による使用料のほか、次に掲げる冷暖房料金を徴収する。
 - <u>冷暖房料金 1台 1時間につき 5</u> 60円 (実費徴収)
- 7 使用者が特別の設備を施して使用する場合は、この表による使用料のほか、電気、水道料金の実費相当額を徴収する。

(備品使用料)

8 備品の使用料は、次のとおりとす る。

<u>放送設備 一式 1時間につき 1,0</u> <u>50円</u> 改正案

現 行

第1条~第2条 略

(使用者の範囲)

- 第3条 開放施設を使用することができるも 第3条 開放施設を使用することができる者 のは、次の各号のいずれかに該当する者で 構成される団体とする。
 - (1) <u>市内</u>に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所に通勤する者
 - (3) 市内に所在する学校に通学する者
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員 会が適当と認めた者

(使用の許可)

第 4 条 開放施設を使用しようとする団体 | 第 4 条 開放施設を使用しようとする者は、 は、教育委員会の許可を受けなければなら ない。

(使用の制限)

- 第 5 条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当するときは、開放施設の使用を許可 しない。
 - (1) 第1条の趣旨に反して使用するとき。
 - (2) 政治的、宗教的活動のために使用する とき。
 - (3) 営利を目的として使用するとき。
 - (4) 開放施設の管理上支障があると認める とき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員 会において適当でないと認めるとき。

(使用許可の取消し等)

- 第6条 教育委員会は、第4条の許可を受け た団体(以下「使用者」という。)が次の各号 のいずれかに該当するときは、使用の許可 を取り消し、若しくは変更し、又は使用の 中止を命ずることができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の |

第1条~第2条 略

(使用者の範囲)

- は、次の各号のいずれかに該当する者とす る。
 - (1) 本市に居住する者
 - (2) 本市に所在する事業所に通勤する者
 - (3) 本市に所在する学校に通学する者
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、教育委員 会が適当と認めた者

(使用の許可)

教育委員会の許可を受けなければならな V10

(使用の不許可)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当すると認めたときは、使用を許可し ない。
 - (1) 第1条の趣旨に反する使用
 - (2) 政治的、宗教的活動のための使用
 - (3) 営利を目的とする使用
 - (4) 管理上支障があると認められる使用
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員 会において適当でないと認めたとき (使用料)
- 第6条 第4条の規定により使用の許可を受 けた者は、次に掲げる使用料を納付しなけ ればならない。
 - (1) 屋外運動場 原則として無料

規定に違反したとき。

- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が 生じたとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許 可を受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定に基づく許可の取消し 等によって、使用者が被った損害につい て、その責めを負わないものとする。 (目的外使用等の禁止)
- 第7条 使用者は、許可を受けた目的以外に 使用してはならない。
- 2 使用者は、開放施設の使用の権利を他人に 譲渡し、又は転貸してはならない。 (使用料)
- 第8条 開放施設の使用者は、別表に定める 額の使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免)
- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当 第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、使用料を減額し、又は免除す ることができる。
 - (1) 市が主催し、又は他の団体と共催する 行事に施設を使用するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公 共事業の用に供するために施設を使用す るとき。
 - (3)~(4) 略

- (2) 学校体育館 1時間当たり 420円
- (3) 学校プール 原則として無料

(使用料の減免等)

- するときは、使用料を減額し、又は免除す ることができる。
 - (1) 市が主催し、又は共催する行事に使用 するとき。
 - (2) 国又は他の地方公共団体が公用又は公 共事業の用に供するため使用するとき。

(3)~(4) 略

(使用料の不還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しな い。ただし、使用者の責めに帰さない事由 により開放施設を使用できない場合は、そ の使用料の全部又は一部を還付する。

(権利譲渡等の禁止)

第9条 使用者は、許可を受けた目的以外に 使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは 転貸してはならない。

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただ し、使用者の責めによらない事由により開 放施設を使用することができないときは、 <u>その全部又</u>は一部を還付することができ <u>る。</u>

(原状回復義務)

第11条 使用者は、開放施設の使用を終了し 第11条 開放施設を使用した者は、開放施設 たときは、直ちに原状に回復しなければな らない。

(損害賠償)

施設及び設備を損傷し、又は滅失したとき は、教育委員会の定める額を賠償しなけれ ばならない。

(委任)

第13条 略

別表(第8条関係)

【別記1 参照】

(許可の取消し等)

- 第10条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当すると認めたときは、使用の許可を 取り消し、若しくは変更し、又は使用の中 止を命ずることができる。
 - (1) 偽りその他不正の手段により使用の許 可を受けたとき。
 - (2) 第5条各号の規定に該当するに至った とき。
 - (3) この条例又はこの条例に基づく規則に 違反したとき。
- 2 前項において、使用者に損害があっても、 市長は、その責めを負わない。

(原状回復の義務)

の使用を終了したときは、直ちに原状に復 さなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、故意又は過失により開放 | 第12条 開放施設を使用した者は、故意又は 過失により開放施設及び設備を損傷し、又 は滅失したときは、教育委員会の定める額 を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 略

【別記1】

区分	使用料
屋外運動場	<u>無料</u>
<u>学校体育館</u>	1時間当たり 400円
学校プール	<u>無料</u>

備考 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の 額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

嬉野市公民館条例の一部を改正する条例新旧対照表

(名称及び位置)

りとする。

改正案

名称	位置
嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲
	1967番地
嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲
	1967番地
嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1
	297番地
嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙2
	770番地5

(職員)

第3条 公民館に館長、主事及びその他の職 員を置く。

2 略

(補助機関)

第5条 略

- 2 略
- 3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただ 3 任期は2年とし、再任を妨げない。ただ し、補欠の自治公民館長の任期は、前任者 の残任期間とする。

(利用の許可)

第7条 略

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとお | 第2条 本市が設置する公民館の名称及び位置 は、次のとおりとする。

現行

	, - 3
名称	位置
嬉野市中央公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲
	1967番地
嬉野市塩田公民館	嬉野市塩田町大字馬場下甲
	1967番地
嬉野市嬉野公民館	嬉野市嬉野町大字下宿乙1
	297番地
嬉野市吉田公民館	嬉野市嬉野町大字吉田丙 2
	770番地5

(職員)

第3条 公民館に館長、主事、職員を置く。

2 略

(補助機関)

第5条 略

- 2 略
- し、補欠の自治公民館長の任期は前任者の残 任期間とする。

(利用の許可)

第7条 略

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当 するときは、利用を許可しない。
 - (1) 公益を害するおそれがあると認める とき。
 - (2) 建物又は附属施設を損傷するおそれ があると認めるとき。
 - (3) 管理上支障があると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委 員会が適当でないと認めるとき。
- 3 公民館の利用については、3日を超える継

(利用の制限)

- 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当するときは、公民館の利用を許可し ない。
 - (1) 公益を害するおそれがあると認め るとき。
 - (2) 建物又は付属施設を損傷するおそ れがあると認めるとき。
 - (3) 公民館の管理上支障があると認め るとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育 委員会が適当でないと認めるとき。
- 2 教育委員会は、公民館の利用について、 3日を超える継続利用は許可しないものと する。ただし、特に必要と認めるときは、 この限りでない。

<u>(利用許可の取消し)</u>

第9条 略

- (1) 略
- (2) 第7条の許可を受けた者(以下 「利用者」という。)が利用許可の条件 に違反したとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定に基づく許可 2 前項の取消しによって利用者に損害が生ず の取消しによって利用者が被った損害につ いて、賠償の責めを負わないものとする。 (特別の設備)
- の取扱いに注意し、特別の設備を設置しよ うとするときは、あらかじめ教育委員会の 承認を受けなければならない。

(利用目的の変更等の禁止)

第11条 利用者は、公民館の利用の目的を

続利用は許可しないものとする。ただし、教 育委員会が必要と認めるときは、この限りで ない。

(利用目的の変更等の禁止)

第8条 利用の許可を受けた者(以下「利用 者」という。)は、利用の目的を許可なく変 更し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転 貸してはならない。

(利用許可の取消し等)_

第9条 略

- (1) 略
- (2) 利用者が利用許可の条件に違反した とき。
- ることがあっても、教育委員会は、その責め を負わない。

(特別の設備)

- 第10条 利用者は、公民館の施設、器具等 | 第10条 利用者は、公民館の施設、器具等の 取扱いに注意し、特別の設備をしようとする ときは、あらかじめ教育委員会の承認を受け なければならない。
 - 2 利用者は、公民館の利用を終了したとき は、直ちに設備その他を原状に回復しなけれ ばならない。

許可なく変更してはならない。

2 利用者は、公民館の利用の権利を他人に 譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第12条 利用者は、あらかじめ別表に定め る額の使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

あると認めたときは、使用料を減額し、又 は免除することができる。

(使用料の不環付)

だし、市長が特に必要と認めるときは、そ の全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

を損傷し、又は滅失したときは、それによ って生じた損害を市に賠償しなければなら ない。ただし、教育委員会がやむを得ない と認めるときは、この限りでない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により使用 料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた 金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相 当する金額が5万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

別表(第12条関係)

70 10 10 11	- 1 - 12 - 4 1- 1- 2		
	区分	施設使用料	冷暖房使用料(1
	_		時間当たり)
嬉野市	第1研修室	<u>1</u> 時間当た	<u>100円</u>
塩田公	第2研修室	<u>り</u> 200円	
民館	第3研修室		
	第4研修室		
	第5研修室		

(使用料)

第11条 利用者は、あらかじめ別表に定める 使用料を納入しなければならない。

(使用料の減免)

第13条 市長は、特別の事由により必要が │ 第12条 市長は、特別の事由により必要があ ると認めたときは、使用料を減額し、又は免 除することができる。

(使用料の不環付)

第14条 既納の使用料は、還付しない。た┃第13条 既納の使用料は、還付しない。ただ し、市長は、特に必要と認めるときは、その 全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第15条 利用者は、公民館の施設、器具等 第14条 利用者は、公民館の施設、器具等を 損傷し、又は滅失したときは、それによって 生じた損害を賠償しなければならない。ただ し、教育委員会がやむを得ないと認めるとき は、この限りでない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第16条 詐欺その他不正の行為により使用料 の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額 の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する 金額が5万円を超えないときは、5万円とす る。)以下の過料に処する。

別表(第11条関係)

1 嬉野市塩田公民館使用料

(単位:円)

<u>室名</u>	使用料(1時	冷房使用料	暖房使用料
	間当たり)	(1時間当た	(1時間当た
		<u>り)</u>	<u>り)</u>
第1研修室	<u>210</u>	<u>520</u>	<u>470</u>
第2研修室			

			1
	<u>視聴覚室</u>		
	第1学習室		
	第2学習室		
	栄養相談室		
	大集会室	1時間当た	<u>500円</u>
		<u>り</u> <u>600円</u>	
嬉野市	講座室1	1時間当た	<u>100円</u>
嬉野公	講座室2	<u>り</u> 100円	
民館	2階学習室		
	1		
	2階学習室		
	<u>2</u>		
	2階学習室		
	<u>3</u>		
	2階学習室		
	<u>4</u>		
	実習室	1時間当た	
		り 200円	
	3階学習室	1時間当た	
		<u>り 100円</u>	
	3階大会議	1時間当た	100円
	<u>室</u>	り 200円	
	<u>和室</u>	1時間当た	100円
		<u>り 100円</u>	
	ガス使用料	コンロ1基	
		<u>当たり</u> <u>30</u>	
		0円(1時	
		間を超えた	
		場合にあっ	
		ては、1時	
		間ごとに5	
		0円を加算	
		<u>する。)</u>	

第3研修室			
第4研修室			
第5研修室			
視聴覚室			
第1学習室			
第2学習室			
栄養相談室			
大集会室	<u>630</u>	<u>1,050</u>	940

2 嬉野市嬉野公民館使用料

(単位:円) 正午 午後5 区分 午前8 午前8 午前8 正午 時30 時30 時30 ~午 ~午 時~1 分~ 分~ 後5時後10 0時 分~ 正午 午後5 午後1 時 時 0時 410 講座室1 260 410 510 260 310 講座室2 530 730 1,050 530 830 630 2階学習室1 260 260 410 510 410 310 2階学習室2 260 410 510 260 410 310 2階学習室3 260 410 510 260 410 310 2階学習室4 260 410 510 260 410 310 実習室(光熱 830 1,050 1,530 830 1,050 830 水費を含 む。) 3階学習室 530 830 1,050 530 830 630 3階大会議室 730 1,050 1,360 730 1,050 830 和室 530 630 830 530 630 530 結婚式(披露 宴を含む。) 2,100 の場合、和 室も含む。 冷・暖房使 910 1,420 510 1,020 510 400 用料 2階学習室、

嬉野市	研修室	1時間当た	100円
吉田公	視聴覚室	<u>り</u> 200円	
民館	実習室		
	<u>和室</u>		
	大会議室	1時間当た	<u>300円</u>
		<u>り</u> 300円	
	ガス使用料	コンロ1基	_
		<u>当たり</u>	
		300円(1	
		時間を超え	
		た場合にあ	
		<u>っては、1</u>	
		時間ごとに	
		50円を加	
		算する。)	
/ # #: / .			

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税 法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定 に基づく消費税の額及び地方税法(昭 和 25 年法律第 226 号)の既定に基づ く地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1 時間に 満たない利用時間は、1 時間とする。
- 3 市内居住者(市内に居住し、通学 し、若しくは通勤する者又はこれらの もので構成される団体を言う。)以外の 者が利用する場合の使用料は、この表 に定める額の3割増しとする。

<u> 3階和室</u>						
冷・暖房使	480	1,100	1,710	610	1,220	610
用料(3階大						
<u>会議室)</u>						
ガス使用料	最初の	1時間	(基本料	斗金)	300	
(コンロ1基	以後15	時間ご	とに	<u>50</u>		
につき)						
冷・暖房使						1,100
用料						
結婚式(披露						
宴を含む。)						
の場合						

3 嬉野市吉田公民館使用料

(単位:円) 午前8 午前8 午前8 正午 正午 午後5 区分 時30 時30 時30 ~午 ~午 時~1 分~ 分~ 分~ 後5時<u>後10</u>0時 正<u>午 午後5 午後1</u> 時 0時 830 1,580 2,100 830 1,580 1,050 研修室 視聴覚室 830 1,580 2,100 830 1,580 1,050 実習室(光熱 1,050 1,580 2,100 1,050 1,580 1,050 水費を含 む。) <u>530</u> <u>830</u> <u>1,050</u> <u>530</u> <u>1,050</u> <u>1,050</u> 和室 1,050 2,100 3,150 1,050 2,100 1,580 大会議室 結婚式(披露 3,150 宴を含む。) の場合、和 室も含む。 冷・暖房使 600 1,350 2,100 750 1,500 750 用料(研修 室、視聴覚 室、和室)

冷・暖房使	720 1,620 2,520 900 1,800 900
用料(3階大	
会議室)	
ガス使用料	最初の1時間(基本料金) 300
(コンロ1基	以後1時間ごとに <u>50</u>
<u>につき)</u>	
冷・暖房使	2,100
用料	
結婚式(披露	
宴を含む。)	
の場合	

(設置)

俗に関する資料(以下「資料」という。)の収 集、保存とその活用を図り、もって市民文 化の向上に資するため、嬉野市歴史民俗資 料館(以下「資料館」という。)を設置する。

改正後(案)

第2条~第3条 略

(利用の許可)

第 4 条 資料館を利用しようとする者は、嬉 | 第 7 条 資料館を利用しようとする者は、教 野市教育委員会(以下「教育委員会」とい

(設置及び管理)

第 1 条 この条例は、本市における歴史、民 第 1 条 この条例は、本市における歴史、民 俗に関する資料(以下「資料」という。)の 収集、保存とその活用を図り、もって市民 文化の向上に資するため、嬉野市歴史民俗 資料館(以下「資料館」という。)を設置 し、及び管理に関し必要な事項を定めるも のとする。

現行

第2条~第3条 略

(観覧料)

- 第 4 条 資料館に展示した資料の観覧料は徴 収しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の 企画により展示したときは、実費相当額の 範囲内において観覧料を徴収することがで きる。

(入館の制限)

- 第 5 条 嬉野市教育委員会(以下「教育委員 会」という。)は、次の各号のいずれかに該 当する者に対し、入館を拒み、又は退去を 命ずることができる。
 - (1) 資料館の管理上支障があると認められ る者
 - (2) 資料館の管理上必要な指示又は指導に 従わない者

(資料の貸出し)

第6条 資料館に収集している資料は、原則 として貸出しをしない。ただし、学術研究 等のため、特に資料を利用しようとする者 は、教育委員会の許可を得て貸出しを受け <u>ることができ</u>る。

(利用の許可)

育委員会の許可を受けなければならない。

う。)の許可を受けなければならない。許可し を受けた事項を変更しようとするときも、 同様とする。

(利用の制限)

に該当するときは、資料館の利用を許可し ない。

(1)~(3) 略

の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し)

- 第6条 市長は、第4条第1項の許可を受け た者(以下「利用者」という。)が次の各号の いずれかに該当するときは、利用の許可の 取り消すことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の 規定に違反したとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が 生じたとき。

(入館の制限)

- 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当する者に対し、入館を拒み、又は退 館を命ずることができる。
 - (1) 資料館の管理上支障があると認められ る者
 - (2) 資料館の管理上必要な指示又は指導に 従わない者

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料 を納付しなければならない。

削除

(使用料の減免)

許可を受けた事項を変更しようとするとき も、同様とする。

(利用の制限及び許可の取消し)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれか 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当する場合は、利用を許可せず、又は 利用の許可を取り消すことができる。

(1)~(3) 略

- (4) この条例又はこの条例に基づく規則の規 定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、資料館 | (5) 前各号に掲げるもののほか、資料館の管 理上必要と認めるとき。

(使用料の額)

第9条 使用料の額は、別表のとおりとす <u>る。</u>

(使用料の減免)

第9条 市長は、特別の事由があると認める | 第10条 市長は、特別の事由があると認め ときは、使用料を減額し、又は免除するこ とができる。

(使用料の不還付)

し、市長が特に必要と認める場合は、この 限りでない。

(観覧料)

- 第11条 資料館に展示した資料の観覧料は、 徴収しない。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の 企画により展示したときは、実費相当額の 範囲内において観覧料を徴収することがで きる。

(資料の貸出し)

第12条 資料館に収集している資料は、原則 として貸出しをしない。ただし、学術研究 等のため、特に資料を利用しようとする者 は、教育委員会の許可を得て貸出しを受け ることができる。

(損害賠償)

第13条 資料の観覧者又は貸出しを受けた者 第12条 資料の観覧者又は貸出しを受けた が資料館の建物、施設若しくは資料を破損 し、滅失し、又は汚損したときは、これを 原状に回復し、又はその損害を賠償しなけ ればならない。ただし、市長がやむを得な い理由があると認めるときは、これを減額 し、又は免除することができる。

(資料館協議会)

- 第14条 資料館の円滑な運営を図るため、嬉┃第13条 資料館の円滑な運営を図るため、 野市歴史民俗資料館協議会(以下「協議会」 という。)を置く。
- 2 略
- 3 委員は、社会教育の関係者及び学識経験を 有する者のうちから、教育委員会が委嘱す る。

るときは、使用料を減額し、又は免除する ことができる。

(使用料の不還付)

<u>第10条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただ <u>第11条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただ し、市長が特に必要と認める場合は、この 限りでない。

(損害賠償)

者が資料館の建物、施設若しくは資料を破 損し、又は滅失し、汚損したときは、これ を原状に回復し、又はその損害を賠償しな ければならない。ただし、市長がやむを得 ない理由があると認めるときは、これを減 額し、又は免除することができる。

(資料館協議会)

- 嬉野市歷史民俗資料館協議会(以下「協議 会」という。)を置く。
- 2 略
- |3 委員の定数は、10 人以内とし、社会教育 の関係者及び学識経験を有する者のうちか ら、教育委員会が任命する。

- 4 委員の定数は、10人以内とする。
- 委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬及び費用弁償)

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費 用弁償に関する条例(平成 18 年嬉野市条例 第39号)により支給する。

(委任)

第 16 条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

別表(第8条関係)

【別記1 参照】

 $\underline{5}$ 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠 $\underline{4}$ 委員の任期は、 $\underline{2}$ 年とする。ただし、補欠 委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (報酬及び費用弁償)

第15条 委員の報酬及び費用弁償は、嬉野市 | 第14条 委員の報酬及び費用弁償は、嬉野 市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び 費用弁償に関する条例(平成 18 年嬉野市条

例第39号)により支給する。

(委任)

第 15 条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

別表(第9条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

改正案

区分	使用料(1時間当たり)	冷暖房使用料(1時間当たり)
第2展示室	200円	100円
視聴覚・研修室	200円	100円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の 額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 利用者が市内居住者(市内に居住し、通学し、又は通勤する者をいう。)以外の者である 場合は、この表に定める額の3割増しの額とする。

現行

<u>室名</u>	使用料(1時間当たり)	冷房使用料(1時間当た	暖房使用料(1時間当た
		<u>り)</u>	<u>ŋ)</u>
第2展示室	210円	520円	470円
視聴覚・研修室	210円	520円	<u>470円</u>

改正後(案)

現 行

(設置)

第1条 市民の文化、教養の向上と健康の増 進に寄与するため、嬉野市文化センター(以 下「文化センター」という。)を設置する。

第2条~第3条 略

(利用の許可)

- 第 4 条 文化センターを利用しようとする者 │ 第 4 条 文化センターを利用しようとする者 又は団体は、あらかじめ嬉野市教育委員会 (以下「教育委員会」という。)の許可を受け なければならない。許可を受けた事項を変 更しようとするときも、同様とする。
- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合にお 2 教育委員会は、前項の規定により文化セン いて、文化センターの管理上必要な条件を 付することができる。
- 3 略

(利用の制限)

第5条 略

(1)~(3) 略

(4) 前3号に掲げるもののほか、文化セン ターの管理上支障があるとき。

(設置及び管理)

第1条 この条例は、市民の文化、教養の向 上と健康の増進に寄与するため、嬉野市文 化センター(以下「文化センター」という。) を設置し、及びその管理に関し必要な事項 を定めるものとする。

第2条~第3条 略

(利用の許可)

- は、あらかじめ嬉野市教育委員会(以下「教 育委員会」という。)の許可を受けなければ ならない。許可を受けた事項を変更しよう とするときも、同様とする。
- ターの利用を許可するに当たって、必要な 条件を付することができる。
- 3 略

(利用の制限)

第5条 略

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、文化センタ 一の管理上支障があると認めるとき。

(特別の設備)

第6条 利用許可を受けた者(以下「利用者」 という。)は、利用に当たって、文化センタ ーに特別の設備を設置しようとするとき は、あらかじめ教育委員会の許可を受けな <u>ければなら</u>ない。

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、文化センターを許可目的 以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、 若しくは転貸することができない。

(利用許可の取消し等)

(利用許可の取消し等)

- 第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可 を受けた者又は団体(以下「利用者」とい う。)が次の各号のいずれかに該当するとき は、利用の許可を取り消し、若しくは利用 の条件を変更し、又は利用の中止を命ずる ことができる。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則の 規定に違反したとき。
 - (2) 略
 - (3) 前条各号のいずれかに該当する事由が 生じたとき。
 - (4) 略
- 2 略

(特別の設備)

- 第7条 利用者は、文化センターに特別の設備 を設置しようとするときは、あらかじめ教 育委員会の許可を受けなければならない。 (目的外利用等の禁止)
- 第8条 利用者は、文化センターの利用の許可 を受けた目的以外に利用してはならない。
- 2 利用者は、文化センターの利用の権利を他 人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (使用料)
- 第9条 利用者は、別表に定める額の使用料を 納付しなければならない。
- 2 前項の使用料は、利用の許可の際(冷暖房 及び器具等に係る使用料にあっては、利用 する当日まで)に納付しなければならない。
- 第10条 略

(使用料の不環付)

し、利用者がやむを得ない理由により文化 センターの利用を中止した場合に、市長が

- 第8条 教育委員会は、利用者が次の各号の いずれかに該当するときは、利用の条件を 新たに付し、若しくはこれを変更し、利用 を停止し、又は許可を取り消すことができ る。
 - (1) この条例又はこの条例に基づく規則に 違反したとき。
 - (2) 略
 - (3) 第5条各号のいずれかに該当するに至 ったとき。
 - (4) 略
- 2 略

(使用料の納付)

- 第9条 文化センターの使用料は、別表に定 めるとおりとする。
- 2 前項の使用料は、利用の許可の際に納付し <u>なければ</u>ならない。
- 3 冷暖房及び器具等の使用料は、利用する当 日までに納付しなければならない。
- 第10条 略

(使用料の不環付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただ 第11条 既納の使用料は、還付しない。ただ し、利用者がやむを得ない理由により文化 センターの利用を中止した場合に、市長が 必要と認めるときは、<u>その</u>全部又は一部を 必要と<u>認めたときは、使用料の</u>全部又は一

還付することができる。

(原状回復義務)

了し、又は第6条第1項の規定に基づく利 用許可の取消し等の処分を受けたときは、 当該利用に係る施設等を直ちに原状に回復 して返還しなければならない。

(損害賠償)

第13条 利用者は、その責めに帰すべき事由 第13条 利用者は、その責めに帰すべき事由 により、文化センターの建物又は附属設備 を損傷し、又は滅失したときは、市長が相 当と認める損害を市に賠償しなければなら ない。

(委任)

第14条 略

別表(第9条関係)

【別記1 参照】

部を還付することができる。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、文化センターの利用を終 第12条 利用者は、文化センターの利用を終 了したときは、直ちに原状に回復して返還 しなければならない。第8条第1項の規定 に基づく利用許可の取消し等の処分を受け た場合も、同様とする。

(損害賠償)

により、文化センターの建物又は附属設備 を損傷し、又は滅失した場合は、市長が相 当と認める損害を賠償しなければならな ٧١°

(委任)

第14条 略

別表(第9条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

改正案

区分		使用料	
研修室1		1時間当たり	400円
<u>研修室2</u>		1時間当たり	<u>400 円</u>
<u>会議室</u>		1時間当たり	<u>550 円</u>
<u>談話室</u>		1時間当たり	<u>400 円</u>
展示室(会議)		1時間当たり	<u>400</u> 円
展示室(展示)		1日当たり	<u>500 円</u>
トレーニング室	スポーツ	1時間当たり	300 円
	スポーツ以外	1時間当たり	1,000円
冷暖房	2 階		100円
	3 階		500円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の 額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。
- 2 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合の使用料は、この表に定める額の3割増しの額とする。

現 行 <u>文化センター使用料</u>

(単位:円)

室名\区分		午前9時から午後5時ま	午後5時から10時まで	
		で(1時間当たり基本額)	(1時間当たり基本額)	
研修室1		400	<u>450</u>	
研修室2		<u>400</u>	<u>450</u>	
<u>会議室</u>		<u>550</u>	<u>650</u>	
<u>談話室</u>		<u>400</u>	<u>450</u>	
展示室		<u>400</u>	<u>450</u>	
トレーニング	スポーツ		個人50(最低250)	個人70(最低400)
<u>室</u>	スポーツ以外		<u>1,300</u>	<u>1,300</u>
放送器具		<u>500</u>	_	
暖房		<u>2階</u>	<u>300</u>	
<u> 冷房</u>		<u>3階</u>	<u>600</u>	

改正案

現 行

(設置)

第1条 <u>市民</u>の体育の普及振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与するため、嬉野市体育施設(以下「体育施設」という。) を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野
	甲117番地
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿
	乙1541番地
不動ふれあい体育館	掉野市嬉野町大字不動 嬉野市嬉野町大字不動
	山甲1326番地
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田
	甲4031番地 他
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿
	乙1125番地1 他
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋
	川内丙425番地11 他

(職員)

第3条 略

(利用の許可)

第4条 略

(設置及び管理)

第1条 <u>この条例は、市民</u>の体育の普及振興を図り、もって市民の健康の増進に寄与するため、嬉野市体育施設(以下「体育施設」という。)を<u>設置し、及び管理に関し</u>必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
嬉野市社会体育館	嬉野市嬉野町大字下野
	甲117番地
嬉野市体育館	嬉野市嬉野町大字下宿
	乙1541番地
不動ふれあい体育館	嬉野市嬉野町大字不動
	山甲1326番地
不動プール	嬉野市嬉野町大字不動
	<u>山甲1296番地 他</u>
吉田地区運動広場	嬉野市嬉野町大字吉田
	甲4031番地 他
嬉野ゲートボール場	嬉野市嬉野町大字下宿
	乙1125番地1 他
大野原運動広場	嬉野市嬉野町大字岩屋
	川内丙425番地11 他

(職員)

第3条 略

(利用の許可)

第4条 略

- 2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該 当すると認めるときは、体育施設の利用を 許可しない。
 - (1) 公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 体育施設の建物、設備、器具等

- 2 教育委員会は、<u>前項の許可をする場合に</u> <u>おいて、体育施設の管理運営上必要な条件</u> <u>を付し</u>、又は利用を制限することができる。
- (利用の制限)
- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当するときは、体育施設の利用を許可 しない。
 - (1) 公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 体育施設の建物、設備、器具等 (以下(設備等)という。)を損傷する おそれがあるとき。
 - (3) 前2項に掲げるもののほか、体育 施設の管理運営上支障があるとき(天候 その他の理由により、体育施設が利用に 適しない場合を含む。)。
- (利用許可の取消し等)
- 第6条 教育委員会は、第4条第1項の許可 を受けた者(以下(利用者)という。)が 次の各号のいずれかに該当すると認めると きは、利用の許可を取り消し、又はその利 用の停止を命ずることができる。
 - (1) 前条各号のいずれかに該当する事 由が生じたとき。
 - (2) 災害その他不可抗力によって利用 できなくなったとき。
 - (3) 利用者がこの条例若しくはこの条 例に基づく規則の規定に違反し、又は教 育委員会の指示に従わないとき。
- 2 市は、前項の規定に基づく取消し等によって利用者が被った損害について、賠償の 責めを負わないものとする。

(連続的占用利用の制限)

- (以下「設備等」という。) を損傷する おそれがあるとき。
- (3) 体育施設の管理運営上支障(天候 その他の理由により、体育施設が利用に 適しない場合を含む。)があるとき。
- 3 教育委員会は、<u>体育施設の管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に</u> 条件を付し、又は利用を制限することができる。

(連続的占用利用の制限)

利用は、1週間を超えてはならない。

2 略

第7条 同一の利用者による体育施設の占用 │ 第5条 同一の利用者による体育施設の占用 利用は、1週間を超えてはならない。

2 略

(利用目的の変更等の禁止)

- 第6条 利用の許可を受けた者は、利用の目 的を許可なく変更し、又は利用の権利を他 に譲渡し、若しくは転貸してはならない。 (利用許可の取消し等)
- 第7条 教育委員会は、次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、利用の許可を 取り消し、又はその利用を停止することが できる。
 - (1) 第4条第2項に該当する事由が生 じたとき。
 - (2) 災害その他不可抗力によって利用 できなくなったとき。
 - (3) 利用者がこの条例又はこの条例に 基づく規則の規定に違反し、又は教育委 員会の指示に従わないとき。
- 2 前項の取消し等によって利用者に損害が 生ずることがあっても、市は、その責めを 負わない。

(特別の設備)

第8条 利用者は、体育施設に特別の設備を 設置しようとするときは、あらかじめ教育 委員会の許可を受けなければならない。

(利用目的の変更等の禁止)

- 第9条 利用者は、体育施設の利用の目的を 許可なく変更してはならない。
- 2 利用者は、体育施設の利用の権利を他人 に譲渡し、又は転貸してはならない。

(入場の制限)

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれ 第8条 教育委員会は、次の各号のいずれか かに該当する者に対し、体育施設の入場を 拒み、又は退場を命ずることができる。

 $(1) \sim (3)$ 略

(使用料)

(入場の制限)

に該当する者に対しては、体育施設の入場 を拒み、又は退場を命ずることができる。

 $(1) \sim (3)$ 略

(使用料)

<u>第11条 利用者</u>は、別表第1から別表第4<u>|第9条 体育施設を利用する者</u>は、別表第1

までに定める額の使用料を納付しなければ ならない。ただし、生徒及び児童の個人使 用料並びに生徒及び児童のみが利用する場 合の占用使用料は、半額(その額に10円 未満の端数が生じたときは、これを切り捨 てた額)とする。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の事由 により必要があると認めるときは、使用料 を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。た だし、市長が特別の事由があると認めると きは、その全部又は一部を還付することが できる。

(原状回復義務)

第14条 利用者は、体育施設の利用を終了 し、又は第6条第1項の規定に基づく利用 許可の取り消し等の処分を受けたときは、 直ちに設備等を原状に回復しなければなら ない。

(損害賠償)

第15条 利用者は、体育施設の設備等を損 傷し、又は亡失したときは、それによって 生じた損害を市に賠償しなければならな い。ただし、市長がやむを得ない事由があ ると認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

団体に委託することができる。

から別表第4までに定める使用料を納入し なければならない。ただし、生徒及び児童 の個人使用料並びに生徒及び児童のみが利 用する場合の占用使用料は、半額とし、そ の額に10円未満の端数があるときは、こ れを切り捨てる。

2 市外に居住する者が体育施設を占用利用 する場合の使用料は、前項の使用料の5割 増しとし、その額に10円未満の端数があ るときは、これを切り捨てる。

(使用料の減免)

第10条 市長は、公益上その他特別の事由 により必要があると認めるときは、使用料 を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。た だし、市長が特別の事由があると認めると きは、その全部又は一部を還付することが できる。

(特別の設備)

第12条 利用者は、利用のため体育施設に 特別の設備をするときは、あらかじめ教育 委員会の許可を受けなければならない。

(原状回復義務)

第13条 利用者は、体育施設の利用を終了 したときは、直ちに設備等を原状に回復し なければならない。第7条第1項の規定に よる許可の取消し等の処分を受けたとき も、同様とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、体育施設の設備等を損 傷し、又は亡失したときは、それによって 生じた損害を賠償しなければならない。た だし、市長がやむを得ない事由があると認 めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第16条 市長は、体育施設の管理を公共的 │ 第15条 市長は、体育施設の管理を公共的 団体に委託することができる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表第 1(第 11 条関係)

嬉野市社会体育館使用料

<u>区分</u>	使用料
	(1時間当たり)
1面	300円
半面	<u>150円</u>

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税 法(昭和63年法律第108号)の規 定に基づく消費税の額及び地方税法 (昭和25年法律第226号)の規定 に基づく地方消費税の額(以下「消費 税額」という。)を含む。
- 2 使用料の算定にあたって、1時間に 満たない利用時間は、1時間とする。

別表第 2(第 11 条関係)

1 嬉野市体育館の催物利用に係る使用料

	15 1 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	7 14 (- P) (D DC/ 14 1
	区分	使用料
		<u>(1時間当たり)</u>
本館	体育の催物のための	800円
	<u>利用</u>	
	その他の催物のため	2,400円
	の利用	
別館	本館と併用の場合	<u>200円</u>
	単独利用の場合	<u>400円</u>
備	考	

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により第9 条に規定する使用料の徴収を免れた者は、 その徴収を免れた金額の5倍に相当する金 額(当該5倍に相当する金額が5万円を超 えないときは、5万円とする。)以下の過 料に処する。

別表第1(第9条関係)

嬉野市社会体育館使用料

<u> </u>							
<u>区分</u>	使用料		時間帯				
昼間の利用	1回につき	<u>530</u>	午前8時から正午				
	<u>円</u>		まで				
	1回につき	<u>530</u>	正午から午後5時				
	<u>円</u>		まで				
夜間の利用	1回につき	<u>530</u>	午後5時から10時				
	円		まで				

(注) 照明施設を利用する場合は、当該使用 料のほかに、照明施設使用料として 530 円 を徴収する。

<u>別表第 2(第 9 条関係)</u>

1 嬉野市体育館使用料

	<u> </u>							
	区分	<u>}</u>			<u>使</u>	<u> </u>		
<u> </u>	目的	<u>入場</u>	午前	正午	午後	午前	正午	午前
		料等	<u>8時</u>	~午	<u>5時</u>	8時	~午	8時
			~正	<u>後5</u>	$\sim \! 10$	~午	<u>後10</u>	~午
			<u>午</u>	時	時	<u>後5</u>	時	<u>後10</u>
						<u>時</u>		<u>時</u>
競	体育	徴収	2,52	3,78	5,04	6,30	8,82	11,3
<u>技</u>	<u>の催</u>	しな	0円	0円	0円	<u>0円</u>	<u>0円</u>	40円
場	物の	い場						

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に 満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者 (以下「市外居住者」という。)が、体 育施設を占用利用する場合は、この表 に定める使用料の 3 割増しの額 (その 額に10円未満の端数が生じたとき は、これを切り捨てた額)とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - (3) 保育所又は学校に通う幼児、児 童、生徒又は学生
 - (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施 設に宿泊をする者
- 4 利用者が、本館の利用において入場 料又はこれに類するものを徴収する場合は、この表による使用料に10割の 額を加算する。
- 5 利用者が、その他の催物のための利用で入場料を徴収する場合は、最高入場料(税込み)に100を乗じて得た額を加算する。
- 6 宣伝又は営利を目的として利用する場合は、この表による使用料に20割(市外居住者が利用する場合にあっては、30割)の額を加算する。ただし、前2項の入場料を徴収する場合を除く。
- 7 練習のため利用する場合は、この表 による使用料の5割の額とする。
- 8 市内に居住する者が、結婚式場及び 結婚披露宴会場として利用する場合 は、この表の規定にかかわらず、1回 当たり21,000円とする。
- 2 嬉野市体育館の試合利用に係る使用料

_								
	ため	<u>合</u>						
	の利	徴収	5,04	7,56	10,0	12,6	<u>17,6</u>	22,6
	<u>用</u>	する	0円	0円	80円	00円	40円	80円
		場合						
	その	徴収	7,56	11,3	<u>15,1</u>	18,9	26,4	34,0
	他の	しな	0円	<u>40円</u>	<u>20円</u>	00円	<u>60円</u>	20円
	催物	い場						
	のた	<u>合</u>						
	めの	徴収	<u>15,1</u>	22,6	30,2	<u>37,8</u>	<u>52,9</u>	68,0
	利用	する	20円	<u>80円</u>	<u>40円</u>	00円	20円	<u>40円</u>
		場合						
会	ホーノ	レと併	630	630	1,26	1,26	1,89	2,52
議	用の場	易合	円	<u>円</u>	0円	<u>0円</u>	0円	<u>0円</u>
<u>室</u>	単独和	刊用の	1,26	1,26	2,52	2,52	3,78	5,04
	場合		<u>0円</u>	<u>0円</u>			<u>0円</u>	

(注)

- 1 競技場、会議室の利用時間を超えて利用する場合の使用料については、超過する時間の属する区分の使用料を当該区分の時間で除した額(その額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。)を、1時間単位の額として徴収する。この場合の1時間未満は1時間とする。
- 2 その他の催物のための利用で入場料を 徴収する場合は、最高入場料(税込 み)に100を乗じて得た額について 加算する。
- 3 宣伝又は営利を目的として利用する 場合は、この表による使用料に20割 の額を加算する。ただし、前項の入場 料を徴収する場合を除く。
- 4 市外の者が、宣伝又は営利を目的として利用する場合は、前項のほか、こ

区分	使用料(1時間当たり)
バスケットボール	320円
(一式)	
バレーボール (一	320円
式)	
バドミントン (一	160円
式)	
卓球(一式)	<u>50円</u>
体操	1種目当たり
	<u>100円</u>
体育器具を利用しな	1人当たり
い場合	20円

備考

- 1 この表は、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒が結成したスポーツクラブが試合のために利用する場合に適用する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 3 使用料の算定に当たって、1時間に 満たない利用時間は、1時間とする。

3 嬉野市体育館の練習使用料

区分	使用料(1時間当たり)
バスケットボール	200円
(1面)_	
バレーボール(1	<u>200円</u>
面)	
バドミントン(1	<u>150円</u>
面)	
卓球 (1台)	<u>100円</u>
<u>体操</u>	<u>1人当たり</u> <u>20円</u>
<u>剣道</u>	<u>1人当たり</u> <u>20円</u>
<u>柔道</u>	<u>1人当たり</u> <u>20円</u>

備考

1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。

- <u>の表による使用料の10割の額を加算</u> する。
- 5 練習、準備のため利用する場合は、こ の表による使用料の5割相当額を徴収す る。
- 6 市内に住所を有する者が、結婚式場及 び結婚披露宴会場として利用する場合 は、この表の規定にかかわらず、一律 2万1,000円の使用料を徴収する (冷暖房使用料を除く。)。
- 2 嬉野市体育館使用料(スポーツクラブが利

用する場合)

<u>区分</u>	使用料	
バスケットボール	1式1時間	320円
バレーボール	<u> </u>	320円
バドミントン	<u> </u>	160円
卓球	<u> </u>	50円
体操	1種目1時	100円
	間	
体育器具を利用しな	1人1時間	20円
い場合		

(注) この表は、小学校の児童並びに中学 校及び高等学校の生徒が結成したスポーツ クラブが試合のために利用する場合に適用 する。

3 練習使用料

区分	<u>}</u>	使用料		
		児童又は生徒	学生又は一般	
バスケット	1面1時	<u>100円</u>	<u>200円</u>	
ボール	間			
バレーボー	1面1時	<u>100円</u>	<u>200円</u>	
<u>ル</u>	<u>間</u>			
バドミント	1面1時	<u>80円</u>	<u>150円</u>	
<u>ン</u>	<u>間</u>			
卓球	1台1時	<u>5</u> 0円	<u>100</u> 円	

- 2 使用料の算定に当たって、1時間に 満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 午後5時以降利用の場合は、この表による使用料に5割の額を加算する。
- 4 電灯を使用する場合は、1時間当た り300円を加算する。

4 嬉野市体育館の附属設備使用料

<u>区分</u>	使用料 (1時間当たり)
舞台照明設備(一	500円
式)	

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 3 附属設備の架設、操作及び撤去は、 利用者において行い、その経費は利用 者の負担とする。

5 嬉野市体育館冷暖房使用料

区分	使用料(1時間当たり)
本館	<u>3,000円</u>
別館	100円

<u>備</u>考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に 満たない利用時間は、1時間とする。

	<u>間</u>		
体操	1人1時	<u>10円</u>	<u>20円</u>
	間		
<u>剣道</u>	1人1時	<u>10円</u>	<u>20円</u>
	間		
<u>柔道</u>	1人1時	<u>10円</u>	<u>20円</u>
	間		

- ・ 午後5時以降利用の場合は、当該使用料 の5割増しとする。
- ・ 電灯を利用する場合は、1時間につき3 00円を当該使用料のほかに徴収する。

4 附属設備使用料

<u>区分</u>			使用料		
(1)	舞台	1式1時間につき	210円		
(2)	照明設備	1式1時間につき	840円		
(3)	放送設備	1式1時間につき	1,050円		
(4)	マイクロホン	1本1時間につき	210円		
(5)	<u>机</u>	1脚1時間につき	<u>10円</u>		

(注) 附属設備の架設、操作及び撤去は、利用 者において行い、その経費は利用者の負担 とする。

5 体育館冷暖房使用料金表

\mathbf{o}	<u> </u>	<i>。</i> 厉ツ州和	斗金衣	
1	冷房料金	ホール	1時間につ	6,610円
			き	
	暖房料金	ホール	1時間につ	6,400円
			<u>き</u>	
2	冷房料金	別館	1時間につ	<u>730円</u>
			き	
	暖房料金	別館	1時間につ	<u>520円</u>
			き	
	ホールと会	議室併用	の場合は、	冷暖房料金

別表第3(第11条関係)

1 不動ふれあい体育館使用料

別表第3(第9条関係)

は徴収しない。

1 不動ふれあい体育館使用料

<u>区分</u>	使用料(1時間当たり)
アリーナ	<u>200円</u>
<u>和室</u>	200円
調理室	200円

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に満たない利用時間は、1時間とする。
- 2 不動ふれあい体育館冷暖房及びガス使用 料

区分	使用料
冷暖房使用料	1時間当たり
	<u>100円</u>
ガス使用料(コンロ	<u>300円</u>
1基)	(1時間を超えた場合にあ
	っては、1時間ごとに50
	<u>円を加算する。)</u>

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、1時間に 満たない利用時間は、1時間とする。

別表第4(第11条関係)

<u>区分</u>	使用料
吉田地区運動広場	
嬉野ゲートボール場	<u>無料</u>
大野原運動広場	

<u>区分</u>	1時間当たり使用料		
	午前8時から午	午後5時から10	
	後5時まで	時まで	
アリーナ	<u>200円</u>	<u>400円</u>	
<u>和室</u>	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
調理室	<u>200円</u>	<u>200円</u>	
冷暖房・ガス使	実費相当額		
<u>用料</u>			

- (注) 超過使用料は 1 時間単位とし、1 時間 に満たないものは 1 時間とする。
- 2 不動ふれあい体育館冷・暖房及びガス使用料

冷・暖房使用料	最初の1時間(基本料金) 300円
	以後1時間ごとに 50円
ガス使用料(コン	最初の1時間(基本料金) 300円
ロ1基につき)	以後1時間ごとに 50円

(注) 利用は、1 時間単位とし、1 時間に満た ないものは1時間とする。

別表第4(第9条関係)

<u>名称</u>	使用料
不動プール	<u>無料</u>
吉田地区運動広場	
<u>嬉野ゲートボール場</u>	
大野原運動広場	

改正案

第1条 <u>市民</u>の体育の普及振興を図り、もって 市民の健康増進に寄与するため、嬉野市立学

う。)を設置する。

校運動場照明施設(以下「照明施設」とい

第2条 略

(設置)

(利用の許可)

第3条 照明施設を利用しようとする者<u>又は団</u> <u>体</u>は、嬉野市教育委員会(以下「教育委員 会」という。)の許可を受けなければならな い。

(利用の制限)

- 第4条 教育委員会は、原則として試合のため に必要な場合に限り、照明施設の利用を許可 するものとし、次の各号のいずれかに該当す るときは、その利用を許可しない。
 - (1) 公益を害するおそれがあると認めるとき。
 - (2) 学校の建物、設備、器具等(以下

現行

(設置及び管理)

第1条 <u>この条例は、市民</u>の体育の普及振興を 図り、もって市民の健康増進に寄与するた め、嬉野市立学校運動場照明施設(以下「照 明施設」という。)を<u>設置し、及び管理に関</u> し必要な事項を定めるものとする。

第2条 略

(利用の許可及び制限)

- 第3条 照明施設を利用しようとする者は、嬉野市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の許可を受けなければならない。
- 2 教育委員会は、原則として試合のために必要な場合に限り、照明施設の利用を許可する ものとし、次の各号のいずれかに該当すると 認めるときは、その利用を許可しない。
 - (1) 公益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 学校の建物、設備、器具等(以下 「設備等」という。) を損傷するおそれが あるとき。
 - (3) 学校及び照明施設の管理運営上支障 があるとき。
- 3 同一の者 (チーム) の利用は、1週に2日 を超え、又は連続してはならない。ただし、 教育委員会が特に必要があると認めるとき は、この限りでない。

(利用目的の変更等の禁止)

第4条 利用の許可を受けた者(以下「利用 者」という。)は、利用の目的を許可なく変 更し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しく は転貸してはならない。 「設備等」という。) を損傷するおそれが あると認めるとき。

- (3) 前2号に掲げるもののほか、学校及 び照明施設の管理運営上支障があるとき。
- 2 同一の者又は団体の利用は、週に2日を超 え、又は連続してはならない。ただし、教育 委員会が特に必要があると認めるときは、こ の限りでない。

(利用許可の取消し等)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに <u>該当するとき</u>は、利用の許可を取り消し、又 はその利用の停止を命じることができる。
 - (1) <u>前条第1項各号</u>に該当する事由が生じたとき。
 - (2) 災害その他不可抗力によって<u>照明施</u> 設を利用することができなくなったとき。
 - (3) 第3条の許可を受けた者又は団体 (以下「利用者」という。) がこの条例若 しくはこの条例に基づく規則の規定に違反 し、又は教育委員会の指示に従わないと き。
- 2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し等 によって、利用者が被った損害について、賠 償の責めを負わないものとする。

(利用目的の変更等の禁止)

- 第6条 利用者は、照明施設の利用の目的を許可なく変更してはならない。
- 2 利用者は、照明施設の利用の権利を他人に 譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料)

第7条 利用者は、別表に定める<u>額の使用料を</u> 納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(利用許可の取消し等)

- 第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに <u>該当すると認めるとき</u>は、利用の許可を取り 消し、又は<u>その利用を停止させること</u>ができ る。
 - (1) <u>第3条第2項</u>に該当する事由が生じたとき。
 - (2) 災害その他不可抗力によって<u>利用で</u> きなくなったとき。
 - (3) <u>利用者</u>がこの条例若しくはこの条例 に基づく規則の規定に違反し、又は教育委 員会の指示に従わないとき。
- 2 前項の取消し等によって、利用者に損害が 生ずることがあっても、市は、その責めを負 わない。

(使用料)

<u>第6条</u> 利用者は、別表に定める<u>使用料を納入</u> <u>しなければならない</u>。

(使用料の減免)

第7条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

第10条 略

(損害賠償)

第11条 利用者は、学校の設備等及び照明施 設等を損傷し、又は亡失したときは、これに よって生じた損害を市に賠償しなければなら ない。ただし、市長がやむを得ない事由があ ると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

別表 (第7条関係)

区分	使用料	
吉田中学校運動	1時間当た	2, 000
場照明施設	<u>ŋ</u>	<u>円</u>
五町田小学校運	1時間30	3, 000
動場照明施設	<u>分当たり</u>	<u>円</u>
	2時間当た	4, 000
	<u>ŋ</u>	<u>円</u>
	2時間30	5, 000
	<u>分当たり</u>	<u>円</u>
	3時間当た	6, 000
	<u>ŋ</u>	<u>円</u>

備考

1 この表に定める使用料には、消費税法 (昭和63年法律第108号)の規定に基 づく消費税の額及び地方税法(昭和25年 (使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると<u>認めた場合</u>は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第9条 利用者は、学校の設備等及び照明施設 等を損傷し、又は亡失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。 ただし、市長がやむを得ない事由があると認 めるときは、この限りでない。

第10条 略

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項 は、教育委員会規則で定める。

別表 (第6条関係)

<u>名称</u>	<u>単位</u>	使用料
・吉田中学校	1時間以内	2,100円
運動場照明	1時間30分以	3,150円
施設	<u>内</u>	
• 五町田小学	2時間以内	<u>4</u> ,200円
校運動場照	2時間30分以	5,250円
明施設	内	
	3時間以内	6,300円

法律第226号)の規定に基づく地方消費 税の額を含む。

2 使用料の算定に当たっては、その利用に 単位時間未満の端数があるときは、当該端 数を単位時間とみなす。 改正案

現 行

第1条~第2条 略

(事業)

- 第3条 老人福祉センターの事業は、次に掲 げるとおりとする。
 - (1) 高齢者の生活、身の上、健康等に関す る相談及び指導
 - (2) 高齢者の教養向上、レクリエーション 等のため必要な便宜の提供
 - (3) 略

(利用者の資格)

- できる者は、市内に住所を有する者(以下 「市内居住者」という。)で、60 歳以上の ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要が 2 前項の規定にかかわらず、市長は 60 歳未 あると認めるときは、市内居住者で60歳未 満のもの又は市外に住所を有する者(以下 「市外居住者」という。)に老人福祉センタ <u>ー</u>を利用させることができる。

(開館時間)

第5条 老人福祉センターの開館時間は、午 第5条 老人福祉センターの開館時間は、午 前8時30分から午後5時までとする。

(休館日)

第6条 略

 $(1)\sim(4)$ 略

(5) 12月27日から翌年の1月4日までの 日(第3号に掲げる日を除く。)

(利用の許可)

第7条 老人福祉センターを利用しようとす 第7条 老人福祉センターを利用しようとす る者は、あらかじめ市長の許可を受けなけ ればならない。許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。

第1条~第2条 略

(事業内容)

- 第3条 老人福祉センターは、次に掲げる事 業を行う。
 - (1) 高齢者の生活、身の上、健康等に関す る相談、指導
 - (2) 高齢者の教養向上、レクリェーション 等のため必要な便宜の提供
 - (3) 略

(利用者の資格)

- 第 4 条 老人福祉センターを利用することが | 第 4 条 老人福祉センターを利用することが できる者は、市内に住所を有する 60 歳以上 の者とする。
 - 満の者、市外居住者についても必要がある と認めるときは、老人福祉センターを利用 させることができる。

(開館時間)

前9時から午後4時30分までとする。

(休館日)

第6条 略

(1)~(4) 略

(5) 12月27日から翌年1月4日までの日 (第3号に掲げる日を除く。)

(利用許可)

- る者は、あらかじめ市長の許可を受けなけ ればならない。許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。
- 2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに

該当するときは、前項の許可を与えないこ とができる。

- (1) 感染症の疾患等を有し、他の利用者に影 響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害す るおそれがあると認められるとき。
- (3) 老人福祉センターの施設又は設備を損傷 するおそれがあると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、老人福祉セ ンターの管理上支障があると認められると き。

(利用の制限)

- 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、老人福祉センターの利用を許 可しないことができる。
 - (1) 感染症の疾患等を有し、他の利用者に 影響を及ぼすおそれがあるとき。
 - (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害 するおそれがあると認めるとき。
 - (3) 老人福祉センターの施設又は設備を損 傷するおそれがあると認めるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、老人福祉 センターの管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し等)

- するときは、利用の許可を取り消し、若し くは許可の内容を変更し、又は利用の中止 を命ずることができる。
 - (1) 第7条の許可を受けた者(以下「利用 者」という。)が許可を受けた利用目的以 外の目的に利用したとき。

$(2)\sim(3)$ 略

- (4) 天変地異その他の避けることができな い理由により必要があるとき。
- (5) 公益上必要があると認めるとき。

(利用制限)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当 | 第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、許可した事項を変更し、又は 許可を取り消し、若しくは利用の停止を命 ずることができる。
 - (1) 老人福祉センターの利用者(以下「利用 者」という。)が許可を受けた利用の目的 に違反したとき。

$(2)\sim(3)$ 略

- (4) 天変地異その他の避けることができな い理由により、必要があると認められる とき。
- (5) 公益上、必要があると認められると

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、老人福祉 センターの管理上特に必要と認めると き。
- によって、利用者が被った損害について、 賠償の責めを負わないものとする。ただ し、前項第6号に該当する場合は、この限 りでない。

(使用料)

第10条 利用者は、別表に定める額の使用料 第10条 市長は、利用者に別表に定める額の をその利用する日までに納付しなければな らない。

(使用料の減免)

第11条 略

(使用料の不環付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただ 第12条 既に納付された使用料は、原則とし し、市長が特別の理由があると認めるとき は、その全部又は一部を還付することがで きる。

き。

- (6) 前各号に掲げる場合のほか、老人福祉 センターの管理上、特に必要があると認 められるとき。
- 2 市は、前項の規定に基づく許可の取消し等 2 前項の規定により、許可した事項を変更 し、又は許可を取り消し、若しくは利用の 停止を命じた場合において、利用者に損害 が生じても、市は、その賠償の責めを負わ ないものとする。ただし、前項第6号に該 当する場合は、この限りでない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、その利用が終わったと き、又は前条第 1 項の規定により許可を取 り消され、若しくは利用の中止を命じられ たときは、その利用した施設又は設備を速 やかに原状に回復しなければならない。た だし、市長の承認を得たときは、この限り でない。

(使用料)

使用料を利用する日までに納付させなけれ ばならない。

(使用料の減免)

第11条 略

(使用料の不環付)

て還付しない。ただし、市長が特別の理由 があると認めたときは、その全部又は一部 を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 利用者は、老人福祉センター施設等 を故意又は過失により滅失し、又は損傷し たときは、直ちに原状に回復し、又は市長 が相当と認める損害額を賠償しなければな らない。ただし、市長が特別な事情がある と認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

- 第13条 老人福祉センターの管理は、地方自 治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体で あって市長が指定するもの(以下「指定管理 者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により、老人福祉センターの管 理を指定管理者に行わせる場合は、第5条 及び第6条の規定にかかわらず、当該指定 管理者は、必要があると認めるときは、あ らかじめ市長の承認を得て、開館時間及び 休館日を変更し、又は別に定めることがで きる。
- 3 第1項の規定により、老人福祉センターの 管理を指定管理者に行わせる場合は、第7 条から第 12 条まで及び第 18 条の規定中 「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み 替えるものとする。
- 4 第1項の規定により、老人福祉センターの 管理を指定管理者に行わせる場合におい て、当該指定管理者が、老人福祉センター の管理を行うこととされた期間前にされた 第7条(前項の規定により読み替えて適用さ れる場合を含む。)の許可の申請は、当該指 定管理者に対してされた申請とみなす。
- 管理を指定管理者に行わせる場合におい て、当該指定管理者が、老人福祉センター の管理を行うこととされた期間前にされた 第7条(第3項の規定により読み替えて適用 される場合を含む。)の許可を受けている者 は、当該指定管理者の利用の許可を受けた 者とみなす。

(指定管理者の業務)

第14条 指定管理者は、次に掲げる業務を行 うものとする。

(指定管理者による管理)

- 第14条 老人福祉センターの管理は、地方自 治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第3項の規定により、法人その他の団体で あって市長が指定するもの(以下「指定管理 者」という。)に行わせることができる。
- 2 前項の規定により、老人福祉センターの管 理を指定管理者に行わせる場合は、第5条 及び第 6 条の規定にかかわらず、当該指定 管理者が必要があると認めるときは、あら かじめ市長の承認を得て、開館時間及び休 館日を変更し、又は別に定めることができ る。
- 3 第1項の規定により、老人福祉センターの 管理を指定管理者に行わせる場合は、第7 条、第8条及び第10条から第13条までの 規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」 と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により、老人福祉センターの 管理を指定管理者に行わせる場合におい て、当該指定管理者が、老人福祉センター の管理を行うこととされた期間前にされた 第7条第1項(前項の規定により読み替えて 適用される場合を含む。)の許可の申請は、 当該指定管理者に対してされた申請とみな す。
- 5 第1項の規定により、老人福祉センターの | 5 第1項の規定により、老人福祉センターの 管理を指定管理者に行わせる場合におい て、当該指定管理者が、老人福祉センター の管理を行うこととされた期間前にされた 第7条第1項(第3項の規定により読み替え て適用される場合を含む。)の許可を受けて いる者は、当該指定管理者の利用の許可を 受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行 うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関する 業務
- (2) 老人福祉センターの利用の許可に関す る業務
- (3) 老人福祉センターの利用に係る料金(以 下「利用料金」という。)に関する業務
- (4) 老人福祉センターの施設及び設備の維 持管理に関する業務
- (5) 前3号に掲げるもののほか、老人福祉 センターの運営に関する事務のうち、市 長のみの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

- 第15条 第10条の規定にかかわらず、第13 第16条 第10条の規定にかかわらず、老人 条第 1 項の規定により老人福祉センターの 管理を指定管理者に行わせる場合は、老人 福祉センターの利用者は、指定管理者に対 し利用料金を納めなければならない。
- 2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内 において、指定管理者が市長の承認を得て 定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得 て定めた基準により利用料金の減免又は還 付をすることができる。

(指定管理者の管理の期間)

第16条 指定管理者が老人福祉センターの管 | 第17条 指定管理者が老人福祉センターの管 理を行う期間は、指定を受けた日の属する 年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた 日が4月1日である場合は、当該日)から起 算して 3 年を超えない範囲とする。ただ し、再指定を妨げない。

(原状回復義務)

第17条 利用者は、施設及び設備の利用を終 了し、又は第9条第1項の規定により利用許 可を取り消され、若しくは利用の中止を命 じられたときは、当該利用に係る施設及び

- (1) 第3条に掲げる業務
- (2) 老人福祉センターの利用許可に関する 業務
- (3) 老人福祉センターの施設及び設備の維 持管理に関する業務
- (4) 前2号に掲げるもののほか、老人福祉セ ンターの運営に関する事務のうち、市長の みの権限に属する事務を除く業務

(利用料金)

- 福祉センターの管理を指定管理者に行わせ る場合には、前条各号に掲げる業務のほ か、当該指定管理者に老人福祉センターの 利用に係る料金(以下「利用料金」という。) を収受させることができる。
- 2 利用料金の額は、指定管理者が市長の承認 を得て定める額とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得 て定めた基準により、利用料金の減免又は 還付をすることができる。

(指定管理者の管理の期間)

理を行う期間は、指定を受けた日の属する 年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた 日が4月1日である場合は、当該日)から起 算して 3 年を超えない範囲とする。ただ し、再指定を妨げない。

設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、 この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者は、故意又は過失により老人 福祉センター施設等を損傷し、又は滅失し たときは、直ちに原状に回復し、又は市長 が相当と認める損害額を市に賠償しなけれ ばならない。ただし、市長が特別な事情が あると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 19 条 この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

別表(第10条、第15条関係)

【別記1 参照】

(委任)

第 18 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表(第10条関係)

【別記1 参照】

【別記1】

改正案

<u>区分</u>		施設使用料(1室)		冷暖房使用料(1室)		
<u>嬉野市塩田</u>	60 歳	市内居住者		<u>無料</u>		<u>無料</u>
<u>老人福祉セ</u> <u>ンター</u>	以上	市外居住者	1人1日当たり	100円		無料
	60歳未	<u>満</u>	1人1時間当たり	200円	1時間当たり	300円
<u>嬉野市嬉野老人福祉センター</u>		1人1日当たり	100円		=	

備考 表に定める使用料には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定に基づく消費税の額 及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

現行

1 嬉野市塩田老人福祉センター

]	<u> </u>	使用料1室につき 1時間当たり	<u>冷房使用料1室に</u> つき1時間当たり	暖房使用料1室に つき1時間当たり
60歳以上の者	市内居住者	無料		
	市外居住者	1日につき50円		
60歳未満の者		210円	520円	<u>470円</u>

2 嬉野市嬉野老人福祉センター

<u>種別</u>	区分	使用料	
個人	1人1日につき	100円	
団体(15人以上)	1人1日につき	<u>80円</u>	

改正案

現 行

第1条~第2条 略

(利用の許可)

第3条 センターを利用しようとする者又は 第3条 センターを利用しようとする者は、 団体は、次の事項を記載した書類を利用し ようとする日の 3 日前までに提出し、市長 の許可を受けなければならない。許可を受し けた事項を変更しようとするときも、同様 とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 利用しようとする者(団体にあっては、 その代表者又は責任者)の住所及び氏名

(5) 略

(利用の制限)

第 4 条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する場合は、センターの利用を許可しな <u>V</u>

 $(1)\sim(5)$ 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センター の管理上支障があるとき。

(利用許可の取消し)

- 第5条 市長は、第3条第1項の許可を受けた | 第 5 条 センターの使用料の額は、別表のと 者又は団体(以下「利用者」という。)が次 の各号のいずれかに該当するときは、利用 の許可の取り消すことができる。
 - (1) この条例の規定に違反したとき。
 - (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が 生じたとき。

(特別の設備)

第6条 利用者は、センターに特別の設備の設 置をしようとするときは、あらかじめ市長 の許可を受けなければならない。ただし、 センターの施設、備品等を変形し、又は損

第1条~第2条 略

(利用の許可)

次の事項を記載した書類を利用しようとす る日の 3 日前までに提出し、市長の許可を 受けなければならない。許可を受けた事項 を変更しようとするときも、同様とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

(4) 利用者又はその代表者若しくは責任者 (以下「利用者」という。)の住所及び氏名

(5) 略

(利用の制限等)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する場合は、利用を許可せず、又は利用の 許可の取消しをすることができる。

(1)~(5) 略

- (6) この条例に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター の管理上必要と認めるとき。

(使用料の額)

おりとする。

害を加えることはできない。

(使用料)

- 第7条 利用者は、別表に定める額の使用料 | 第6条 使用料は、市長の発行する納額告知 を納付しなければならない。。
- 2 使用料は、市長の発行する納額告知書によ り納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、特に必要と認めるときは、 使用料を減額し、又は免除することができ る。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただ┃第8条 既に納付した使用料は、還付しな し、市長が特に必要と認めるときは、この 限りでない。

(原状回復義務)

- たときは、当該利用に係る施設等を直ちに 原状に回復しなければならない。
- 2 利用者が前項に規定<u>する原状回復義務</u>を怠 2 利用者が<u>前項の義務</u>を怠ったときは、市が ったときは、市がこれを執行し、その費用 は、利用者に納付させる。

(損害の賠償)

第 11 条 利用者は、センターの施設、備品等 │ 第 11 条 センターの施設、備品等を損傷し、 を損傷し、又は滅失したときは、その損害 額を市に賠償しなければならない。ただ し、市長が特にやむを得ない事由があると 認めるときは、この限りでない。

(委任)

第12条 略

別表(第7条関係)

(使用料の納付)

書により納付しなければならない。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、 使用料を減額し、又は免除することができ る。

(使用料の還付)

い。ただし、特に必要と認めた場合は、こ の限りでない。

(特別な設備の設置)

第9条 利用者は、センターに特別な設備の 設置をしようとするときは、あらかじめ許 可を受けなければならない。ただし、セン ターの施設、備品等を変形し、又は損害を 加えることはできない。

(原状回復の義務)

- 第10条 利用者は、センターの利用を終了し 第10条 利用者は、センターの利用を終了し たときは、直ちに原状に回復しなければな らない。
 - これを執行し、その費用は、利用者に納付 させる。

(損害の賠償)

又は滅失したときは、利用者は、その損害 額を賠償しなければならない。ただし、市 長が特にやむを得ない事由があると認める ときは、この限りでない。

(委任)

第12条 略

別表(第5条関係)

【別記1】

改正案

区分		<u>施設使用料</u> (1時間当たり)	<u>冷暖房使用料</u> (1時間当たり)	
<u> 久間研修センター</u>	第1研修室(1階) 第2研修室(2階) 第3研修室(2階和室)	<u>100円</u>	<u>100円</u>	
大草野研修センター	小会議室(1階) 大会議室(2階)			

備考

- 1 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額 及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

現 行

センター区分	<u>室名</u>	冷房使用料(1時間当た	暖房使用料(1時間当た
		<u>Ŋ)</u>	<u>Ŋ)</u>
五町田研修センター	第1研修室(1階)	210円	150円
<u> 久間研修センター</u>	第2研修室(2階)	150円	100円
	第3研修室(2階和室)		
大草野研修センター	小会議室(1階)	150円	100円
	大会議室(2階)	210円	150円

改正案

現行

(設置)

かしながら、地域に見合った集落ビジョン と実践活動を通じて、風土を活かした快適 な環境づくりと活力ある村づくりを総合的 に推進するため、ふれあいセンター(以下 「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のと おりとする。

名称 嬉野市ふれあいセンター

位置 嬉野市塩田町大字馬場下甲 2543 番 地 9

(事業)

りとする。

(1)~(6) 略

(利用の許可)

第 4 条 センターを利用しようとする者又は 第 4 条 センターを利用しようとする者は、 団体は、あらかじめ市長の許可を受けなけ ればならない。許可を受けた事項を変更し ようとするときも、同様とする。

(利用の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当 するときは、センターの利用を許可しな V,°

(1)~(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、センター の管理上支障があるとき。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、第4条第1項の許可を受けた

(設置)

第 1 条 農村地域住民の自主性、共同性を活 | 第 1 条 農村地域住民の自主性、共同性を活 かしながら、地域に見合った集落ビジョン と実践活動を通じて、風土を活かした快適 な環境づくりと活力ある村づくりを総合的 に推進するため、ふれあいセンターを設置 する。

(名称及び位置)

第2条 ふれあいセンターの名称及び位置 は、次のとおりとする。

名称 嬉野市ふれあいセンター

位置 嬉野市塩田町大字馬場下甲 2543 番 地 9

(事業)

第 3 条 センターの事業は、次に掲げるとお | 第 3 条 嬉野市ふれあいセンター(以下「セン ター」という。)は、第1条の目的を達する ため、次の事業を行う。

(1)~(6) 略

(利用の許可)

あらかじめ市長の許可を受けなければなら ない。許可を受けた事項を変更しようとす るときも、同様とする。

(利用の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当 する場合は、利用を許可せず、又は利用の 許可の取消しをすることができる。

(1)~(5) 略

- (6) この条例に違反したとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センター の管理上必要と認めるとき。

者(以下「利用者」という。)が次の各号の いずれかに該当するときは、利用の許可を 取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の 規定に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当する事由が 生じたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第7条 利用者は、センターの利用の権利を他 人に譲渡し、又は転貸してはならない。 (使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額の使用料 を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第9条 市長は、特に必要と認めるときは、 使用料を減額し、又は免除することができ る。

(使用料の不還付)

し、市長が特に必要と認めるときは、この 限りでない。

(損害賠償)

<u>第11条</u> 利用者は、故意又は過失により建物 <u>第10条</u> 利用者は、故意又は過失により建 その他備品、附属品を損傷し、又は滅失し たときは、その損害額を市に賠償しなけれ ばならない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項 | 第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項 は、規則で定める。

別表(第8条関係)

(使用料の額)

第6条 使用料の額は、別表のとおりとす る。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特に必要と認めるときは、 使用料を減額し、又は免除することができ る。

(使用料の還付)

<u>第10条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただ <u>第8条</u> 既に納付した使用料は、還付しな い。ただし、市長が特に必要と認めた場合 は、この限りでない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、センターの利用の権利を 譲渡し、又は転貸してはならない。

(損害賠償)

物その他備品、附属品を損傷し、又は滅失 したときは、その損害額を賠償しなければ ならない。

(委任)

は、規則で定める。

別表(第6条関係)

【別記1】

改正案

区分	施設使用料		<u>冷暖房使用料</u> (1時間当たり)
<u>技術伝承室</u> 生きがい開発室	1時間当たり	100円	100円
地域特産開発室	みそ加工 1回当たり	600円	=
	その他 1回当たり	200円	

備考

- 1 市内居住者(市内に居住し、通学し、若しくは通勤する者又はこれらの者で構成される団体をいう。)以外の者又は団体が利用する場合は、この表による施設使用料又は冷暖房使用料の3割の額を加算する。
- 2 この表に定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額 及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

現 行

<u>室名</u>	冷房使用料(1時間当たり)	暖房使用料(1時間当たり)
技術伝承室	210円	150円
生きがい開発室	210円	150円
地域特産開発室	施設利用料	
	味噌加工(1回当たり)600円	
	この他(1回坐を h)900円	
	<u>その他(1回当たり)200円</u>	

嬉野市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案

現 行

第1条 略

(設置)

第2条 都市公園の名称及び<u>位置</u>は、次のと おりとする。

名称	位置
略	略

第3条~第5条 略

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると<u>認めるとき</u>又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと<u>認めるときは</u>、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第7条~第10条 略

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項 若しくは第3項又は第3条第1項若しくは 第3項の許可を受けた者は、当該許可の 際、別表第2に定めるところにより算出された額に100分の105を乗じて得た額 (その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)の使用料を納付しなければならない。

2 有料公園施設を利用しようとする者は、 当該利用の許可の際(嬉野総合運動公園プ ール又は轟の滝公園プールの一般利用にあ っては、入場の際)、別表第3に掲げる額

第1条 略

(設置)

第2条 都市公園の名称及び<u>所在地</u>は、次の とおりとする。

名称	<u>所在地</u>	
略	略	

第3条~第5条 略

(利用の禁止又は制限)

第6条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると<u>認められる場合</u>又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと<u>認められる場合においては</u>、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

第7条~第10条 略

(使用料)

第11条 法第5条第1項、法第6条第1項 若しくは第3項又は第3条第1項若しくは 第3項の許可を受けた者は別表第2に掲げ る額の使用料を、有料公園施設を利用しよ うとする者は別表第3に掲げる額の使用料 を、それぞれの表に掲げる納期までに納付 しなければならない。なお、別表第2に掲 げる使用料においては、それぞれの区分で 算出された使用料に100分の105を乗 じて得た額(その額に円未満の端数が生じ たときは四捨五入し円)とする。

- の使用料を納付しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当しない者が、第3条各号に規定する行為をする場合又は有料公園施設を占有利用する場合の使用料は、前2項に定める額の3割増しの額(その額に10円未満の端数が生じたときは、端数金額を切り捨てた額)とする。
 - (1) 市内に居住する者
- (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
- (3) 保育所又は学校に通う幼児、児童、 生徒又は学生
- (4) 当該利用に際して、市内の宿泊施設 に宿泊をする者

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなったときは、使用料の全部又は一部を還付する。

(監督処分)

第13条 略

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する ときは、この条例の規定による許可を受け た者に対し、前項に規定する処分をし、又 は同項に規定する必要な措置を命ずること ができる。
 - (1) 都市公園に関する工事のためやむ を得ない必要が生じたとき。
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じたとき。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項若しくは第3条第1項若しくは第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用する者の責めに帰することのできない理由によってそれらの許可に係る行為又はそれらの利用をすることができなくなった場合は、使用料の全部又は一部を還付する。

(監督処分)

第13条 略

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する 場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分 をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。
 - (1) 都市公園に関する工事のためやむ を得ない必要が生じた場合
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障を生じた場合

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

第14条 略

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要と認める<u>とき</u> <u>は</u>、使用料を減額し、又は免除することが できる。

第16条~第18条 略 (過料)

第19条 略

2 <u>詐欺その他不正の行為</u>により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を<u>免れた金額</u>の 5倍に相当する金額(当該5倍に相当する 金額が5万円を超えないときは、5万円と する。)以下の過料に処する。

別表第1(第7条関係)

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称	利用時間
嬉野総	嬉野総合運動公園み	午前7時から午
合運動	ゆき記念館	後10時まで
公園	嬉野総合運動公園プ	午前9時から午
(御幸	<u>ール</u>	後 5 時まで
公園)		(利用期間7月
		<u>1日から8月</u>
		31日まで)
	嬉野総合運動公園多	午前7時から午
	目的運動広場	後6時まで
	嬉野総合運動公園み	午前7時から午
	<u>ゆき球場</u>	後6時まで
	嬉野総合運動公園み	午前7時から午
	ゆき球技場	<u>後6時まで</u>
	嬉野総合運動公園み	午前7時から午
	ゆきテニスコート	後6時まで

(3) 都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

第14条 略

(使用料の減免)

第15条 市長は、特に必要と認める<u>場合に</u> <u>おいては</u>、使用料を減額し、又は免除する ことができる。

第16条~第18条 略 (過料)

第19条 略

2 <u>偽りその他不正な手段</u>により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を<u>免れた額</u>の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

別表第1 (第7条関係)

有料公園施設

公園名	有料公園施設の名称
嬉野総合運	嬉野総合運動公園みゆき記念館
動公園(御	嬉野総合運動公園プール
幸公園)	嬉野総合運動公園多目的運動広場
	嬉野総合運動公園みゆき球場
	嬉野総合運動公園みゆき球技場
	嬉野総合運動公園みゆきテニスコ
	<u>- </u>
	嬉野総合運動公園みゆきグラウン
	ドゴルフ場
	嬉野総合運動公園みゆきクラブハ
	ウス
	嬉野総合運動公園全天候型屋内多
	<u>目的広場</u>
鷹ノ巣公園	鷹ノ巣公園テニスコート
轟の滝公園	轟の滝公園球場
	<u></u> 轟の滝公園プール

	嬉野総合運動公園み	午前7時から午
	ゆきグラウンド・ゴ	後 6 時まで
	ルフ場	
	嬉野総合運動公園み	午前7時から午
	ゆきクラブハウス	後6時まで
	嬉野総合運動公園全	午前7時から午
	天候型屋内多目的広	後9時30分ま
	<u>場</u>	で
鷹ノ巣	鷹ノ巣公園テニスコ	午前7時から午
公園	<u>- </u>	後 9 時まで
轟の滝	轟の滝公園球場	午前7時から午
公園		後9時30分ま
		<u>で</u>
	轟の滝公園プール	午前9時から午
		後4時30分ま
		で

別表第2(第11条関係)

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

区分	使用料 (1日当たり)
行商、募金その他こ	1人又は1平方メートル
れらに類する行為	<u> 当たり 25円</u>
業として写真又は映	1人当たり 40円
画を撮影する行為	
興行	1平方メートル当たり
	15円
競技会、展示会、博	1平方メートル当たり
覧会その他これらに	10円
類する催しのため都	
市公園の全部又は一	
部を独占して利用す	
る行為	

2 公園施設を設ける場合

別表第2(第11条関係)

1 第3条第1項に掲げる行為をする場合

<u>単位</u>	<u>金額</u>	納期
1人又は1平	25円	許可の
方メートルに		<u>際</u>
つき1日		
1人につき1	40円	
<u>日</u>		
1平方メート	15円	
ルにつき1日		
1平方メート	10円	
ルにつき1日		
	1人又は1平 方メートルに つき1日 1人につき1 日 1平方メート ルにつき1日 1平方メート	1人又は1平 25円 方メートルに つき1日 1人につき1 40円 日 1平方メート ルにつき1日 1平方メート 1平方メート 10円

2 公園施設を設ける場合

区分	使用料
売店その他	その都度市長が定めるところ
	<u>による</u>

3 公園施設を管理する場合

区分	使用料
売店その他	その都度市長が定めるところ
	による

4 公園を占用する場合

区分	使用料
占用物件	嬉野市道路占用料条例(平成
	18年嬉野市条例第140
	号) の別表に定めるそれぞれ
	の種別についてその占用料の
	1.2倍の額

別表第3 (第11条関係)

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館

区分	使用料 (1時間当たり)
会議室	300円
ホール	200円
<u>茶室</u>	350円
冷暖房設備	1室当たり 100円

区分	単位 金額		納期
売店その他	その都度市長が定める		許可の
	ところによる		<u>際</u>

3 公園施設を管理する場合

区分	<u>単位</u>	金額	<u>納期</u>
売店その他	その都度市長が定める		許可の
	ところによる		<u>際</u>

4 公園を占用する場合

区分	<u>単位</u>	金額	納期
占用物件	嬉野市道路占用	料条例	許可の
	(平成18年嬉	野市条	<u>際</u>
	例第140号)	の別表	
	に定めるそれぞ	れの種	
	別についてその	占用料	
	の1.2倍の額		

備考

- 1 使用料の額は、この表に定めるところにより算定した額とする。ただし、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条の規定により非課税とされるもの以外のものについての使用料は、100分の105を乗じて得た額とする。
- 2 使用料の額の算定に当たって、1円 未満の端数が生じたときは、当該端数 は四捨五入するものとする。

別表第3 (第11条関係)

1 嬉野総合運動公園使用料

(1) みゆき記念館(1時間当たり)

区分	午前8時30	午後5時から	<u>納期</u>
	分から午後5	<u>10時まで</u>	
	<u>時まで</u>		
会議室	300円	<u>350円</u>	許可
ホール	200円	250円	の際
茶室	350円	400円	
冷暖房	1時間につき	(1室) 110円	

(2) プール

<u>区分</u>		使用料	
一般	一般、大学生、専門学	1人1回当たり	
利用	校生及び高校生	150円	
	小・中学生	1人1回当たり	
		100円	
占用利	<u> </u>	1時間当たり	
		500円	

(3) 多目的運動広場

区分	使用料 (1時間当たり)
2分割で半面	150円

(4) みゆき球場

<u>区分</u>	高校生以	一般、大	プロ野球
	<u>下</u>	学生及び	<u>等</u>
		専門学校	
		<u>生</u>	
野球入場料を徴			
場 収しない場	400円	800円	2, 80
合(1時間	4000	8001	0円
<u>当たり)</u>			
入場料を徴		最高入場	是直入坦
収する場合	2, 50	<u>取同八物</u> 料×25	
(半日当た	0円	<u>ドイベ Z S</u> 人分	0人分
<u>り)</u>		<u> </u>	

使用料

(2) プール

一般利用

区分	単位	金額	利用時	納期
			<u>間</u>	
一般・高	1人1回に	160	午前 9	入場の
<u>校生</u>	<u>つき</u>	<u>円</u>	時から	<u>際</u>
小・中学	1人1回に	1 1 0	午後 5	
<u>生</u>	<u>つき</u>	<u>円</u>	時まで	

専用利用

区分	午前9時か	正午から午	納期
	ら正午まで	後 5 時まで	
プール	2,630	2,630	許可の際
	<u>円</u>	<u>円</u>	

備考利用期間7月1日から8月31日まで

(3) 多目的運動広場

<u>区分</u>	使用料(1時	利用時間	納期
	間につき)		
2分割で半	150円	午前8時	許可の
<u>面当たり</u>		30分か	<u>際</u>
		ら午後 5	
		<u>時まで</u>	

(4) みゆき球場

ア 野球場

区分	入場料を徴	入場料を徴	利用時	納期
	収しない場	収する場合	間	
	<u>合</u>			
	1時間につ	<u>半日</u>		
	<u>き</u>			
<u>学生</u>	400円	2,100円	午前 9	許可
<u>一般</u>	800円	最高入場料	時から	の際
		× 2 5 人分	午後 5	
職業	2,800	最高入場料	時まで	
	<u>円</u>	×100人		
		<u>分</u>		

野場	球施	<u>スコアボー</u> ド (1 時間		5	0	ш	5	0	0	田	1	,	0	0
設	刀匹	<u>ド (1 駅 周</u> 当たり)		U	0	1 1	J	0	0	1			0	円
HA.														
		選手控室												
		(1時間当	1	5	0	円	2	5	0	円	3	0	0	円
		<u>たり)</u>												
		会議室(1												
		時間当た	1	5	0	円	2	5	0	円	3	0	0	円
		<u>り)</u>												
		ピッチング												
		マシン(1	1	0	0	ш	ก	0	0	Н	_	0	\circ	Е
		時間当た		U	U	<u> </u>		U	U	门	υ	U	U	门
		<u>り)</u>												
		シャワー												
		(1人1	1	0	0	円	1	0	0	円	1	0	0	円
		回)												
		冷暖房設備												
		(1室1時									1	0	0	円
		間当たり)												

イ 野球場設備(1時間当たり)

区分	学生	一般	職業	利用時	納期
<u>F3/J</u>			1144/1		Vil 1531
				<u>間</u>	
場内放送器具・	40	7 0	1,4	午前 9	許可
スコアボード	0円	0円	0 0	時から	の際
			<u>円</u>	午後 5	
選手控え室	1 5	2 5	3 0	時まで	
	0円	0円	0円		
会議室ほか	15	2 5	3 0		
	0円	0円	0円		
冷暖房施設	1台	1時	間に		
	つき	1 1	0円		

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(5) みゆき球技場

区分	使用料(1時	利用時間	納期
	間につき)		
学生	300円	午前8時3	許可の

(5) みゆき球技場

区分	使用料(1時間当た
	<u>り)</u>
高校生以下	300円

一般、大学生及び専	<u>600円</u>
門学校生	

(6) みゆきテニスコート

区分	使用料(1時間当た
	<u>り)</u>
高校生以下	100円
一般、大学生及び専	200円
門学校生	

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

<u>区分</u>	使用料
全面(3時間)	1人当たり50円(20人
	以上にあっては、1,00
	0円)

(8) みゆきクラブハウス

	区分	<u>使</u> 月	<u> </u>
ミーティ	高校生以下	1時間当	150円
ングルー		<u>たり</u>	
<u> </u>	一般、大学生及	1時間当	300円
	び専門学校生	<u>たり</u>	
レクチャ	高校生以下	1時間当	150円
ールーム		<u>たり</u>	
	一般、大学生及	1時間当	300円
	び専門学校生	<u>たり</u>	
冷暖房設備	<u> </u>	1 室 1 時	100円
		間当たり	
放送設備		1回当た	600円
		ŋ	

(9) 全天候型屋内多目的広場

<u>区分</u> <u>使用料(1時間当</u>

一般	600円0分から午 際
	後5時まで

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(6) みゆきテニスコート

区分	使用料(1面	利用時間	納期
	1時間につ		
	<u>き)</u>		
学生	100円	午前8時3	許可の
一般	200円	0分から午	<u>際</u>
		後5時まで	

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(7) みゆきグラウンド・ゴルフ場

区分	使用料(1	利用時間	納期
	時間につ		
	<u>き)</u>		
1コース (8ホ	150円	午前8時	許可の
ール)につき		30分か	<u>際</u>
		ら午後 5	
		<u>時まで</u>	

(8) みゆきクラブハウス (1 時間当 たり)

区分	学生	<u>一般</u>	利用時間	納期
ミーティン	150	300	午前8時	許可
グルーム	<u>円</u>	<u>円</u>	30分か	の際
レクチャー	150	300	ら午後 5	
ルーム	<u>円</u>	<u>円</u>	時まで	
放送設備	1時間に	つき		
	630円	<u>]</u>		
冷暖房施設	1室 1	時間に		
	つき 1	10円		

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

(9) 全天候型屋内多目的広場

区口	(古田平)	四田弘借	利用時間	公力 廿日
区分		照明設備	利用時間	納期

		<u>たり)</u>
施設	高校生以下	250円
	一般、大学生及	<u>500円</u>
	び専門学校生	
照明設備	<u> </u>	200円

2 鷹ノ巣公園使用料

<u>鷹ノ巣公園テニスコート(1時間当た</u>り)

	使用料
<u>区分</u>	(1面当た
	<u>り)</u>
テニスコ高校生以下	100円
一ト 一般、大学生及び専	200円
門学校生	
照明設備(照明カード)	<u>500円</u>

3 轟の滝公園使用料

(1) 轟の滝公園球場

<u>区分</u>		<u>t</u>	<u> </u>
施設	高校生以下	<u>1時間当</u> たり	200円
	一般、大学生及 び専門学校生	1時間当 たり	300円
照明設	<u>備</u>	30分当 たり	1,500円

(2) 轟の滝公園プール

区分			使用料	
一般利用	幼児	(4歳以上)	`	1人1回当た

	(1時間	(1時間に		
	<u>につ</u>	<u>つき)</u>		
	<u>き)</u>			
<u>学生</u>	250	200円	午前8時か	許可の
	<u>円</u>		ら午後9時	<u>際</u>
<u>一般</u>	500		30分まで	
	<u>円</u>			

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

2 鷹ノ巣公園使用料

鷹ノ巣公園テニスコート

<u>区分</u>	使用料(1面	照明カード	納期
	1時間につ	(1面1時間	
	き)_	<u>につき)</u>	
学生	100円	500円	許可の
一般	200円		<u>際</u>
利用時間	午前7時から生	F後9時まで	

備考 「学生」とは、高校生以下とする。

3 轟の滝公園使用料

(1) ア 轟の滝公園球場

1時間に	利用時間	<u>石灰代</u>	納期
<u>つき</u>			
150円	午前8時から	525円	許可の際
	午後9時30		
	<u>分まで</u>		

イ ナイター料金

区分	2 時間	2時間30	納期
		<u>分</u>	
市内	5,790円	7,100円	許可の際
市外	7,890円	9,730円	

(2) 轟の滝公園プール

区分	<u>金額</u>	納期	利用時間
入場 幼児(4歳	100円	入場	午前9時

小学生	り 100円
占用利用	1時間当たり
	500円

<u> 5 у</u>

<u>料</u>	以上)、小		の際	から午後
	<u>学生</u>			4時30
占用	午前9時か	2,630	許可	分まで
使用	ら正午まで	<u>円</u>	の際	
<u>料</u>	正午から午	2,630	<u>許可</u>	
	後4時30	<u>円</u>	の際	
	分まで			

備考 1の表から3の表までに定める使用料には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定に基づく消費税の額及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づく地方消費税の額を含む。

改正案

現 行

(設置)

第1条 <u>地方自治法</u>(昭和22年法律第67 号)第244条の2の規定に基づき、嬉野 市公園(以下「公園」という。)を<u>設置す</u> <u>る</u>。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、公園及び施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると<u>認めるとき</u>又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める<u>ときは</u>、区域及び施設を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。

(特定施設)

- 第7条 公園施設のうち別表第1に掲げる施設を特定施設(以下「特定施設」という。)に指定する。
- 2 前項の特定施設を利用しようとする者<u>又</u> <u>は団体</u>は、市長の許可を受けなければなら ない。許可を受けた事項を変更しようとす るときも、同様とする。
- 3 同一の者又は団体による特定施設の利用 は、週に2日を超え、又は連続してはなら ない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第4条第1項、第6条第1項若しく は第2項又は前条第2項の許可を受けた者 又は団体は、その権利を他人に譲渡し、又 は転貸し、若しくは利用させてはならな い。ただし、市長の承認を受けた場合は、 この限りでない。

(使用料)

第9条 第4条第1項又は第6条第1項若し <u>くは第2項の許可を受けた者は、当該許可</u> の際、別表第2に定めるところにより算出

(設置及び管理)

第1条 <u>この条例は、地方自治法</u>(昭和22 年法律第67号)第244条の2の規定に 基づき、嬉野市公園(以下「公園」とい う。)を<u>設置し、及び管理について必要な</u> 事項を定めるものとする。

(利用の禁止又は制限)

第5条 市長は、公園及び施設の損壊その他の理由により、その利用が危険であると<u>認められる場合</u>又は公園に関する工事のためやむを得ないと認める<u>場合は</u>、区域及び施設を定めてその利用を禁止し、又は制限することができる。

(公園特定施設)

- 第7条 公園施設のうち別表第1に掲げる施設を特定施設(以下「特定施設」という。)に指定する。
- 2 前項の特定施設を利用しようとする者 は、市長の許可を受けなければならない。 許可を受けた事項を変更しようとするとき も、同様とする。
- 3 特定施設の利用は、同一の者又はチーム の利用が週に2日を超え、又は連続しては ならない。

(権利譲渡等の禁止)

第8条 第4条第1項、第6条第1項若しく は第2項又は前条第2項の許可を受けた者 は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸 し、若しくは利用させてはならない。ただ し、市長の承認を受けた場合は、この限り でない。

(使用料)

第9条 第4条第1項又は第6条第1項若し くは第2項の許可を受けた者は、別表第2 に掲げる額の使用料を、市長の指定する期 された額に100分の105を乗じて得た 額(その額に10円未満の端数が生じたと きは、端数金額を切り捨てた額)の使用料 を納付しなければならない。

2 第7条第2項の許可を受けた者は、別表 第1に<u>定める額</u>の使用料を市長の指定する 期日までに納付しなければならない。

(使用料の不還付)

第11条 既納の使用料は、<u>還付しない</u>。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、<u>施設の利用を終了した</u> ときは、直ちに利用区域内を原状に回復し て返還しなければならない。

(渦料)

第16条 略

- (1) 略
- (2) 第4条第1項の規定に違反して、 同項各号に掲げる行為をした者
- $(3) \sim (4)$ 略
- 第17条 <u>詐欺その他不正の行為</u>により使用 料の徴収を免れた者は、その徴収を<u>免れた</u> <u>金額</u>の5倍に相当する金額(当該5倍に相 当する金額が5万円を超えないときは、5 万円とする。)以下の過料に処する。

日までに納付しなければならない。

2 第7条第2項の許可を受けた者は、別表 第1に<u>掲げる額</u>の使用料を市長の指定する 期日までに納付しなければならない。

(使用料の不返還)

第11条 既納の使用料は、<u>返還しない</u>。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(原状回復義務)

第12条 利用者は、<u>その利用を終わった</u>と きは、直ちに利用区域内を原状に回復して 返還しなければならない。

(渦料)

第16条 略

- (1) 略
- (2) 第4条第1項の規定に違反して、 同条同項各号に掲げる行為をした者
- $(3) \sim (4)$ 略
- 第17条 <u>偽りその他不正な手段</u>により使用 料の徴収を免れた者は、その徴収を<u>免れた</u> <u>額</u>の5倍に相当する金額(当該5倍に相当 する金額が5万円を超えないときは、5万 円とする。)以下の過料に処する。

別表第1(第7条、第9条関係)				
	区分		使用料	
北部公	多目的広場			
<u> </u>		ı	<u>無料</u>	
	野球場	高校生	1時間当たり	
		<u>以下</u>	300円	
		<u>一般</u>	1時間当たり	
			600円	
	野球場照明		<u>30分当たり</u>	
			1,500円	
	冷暖房設備		1室1時間当たり	
			100円	
	ピッチング		1時間当たり	
	マシン	<u>以下</u>	100円	
		<u>一般</u>	1時間当たり	
- H 1	me til e	- N HT HH	200円	
	野外ステー	シ照明	1998	
部公園	可爱敬爱与	⇒几 /#	100円	
	配電盤電気	<u> </u>	100円	
由此小	多目的広場		100円 1時間当たり	
園	多日印加公勿		150円	
<u> </u>	多目的広場	8基点	1時間当たり	
	照明	灯 灯	2,000円	
		 6基点	1時間当たり	
		灯	1,800円	
		<u>5基点</u>	1時間当たり	
		<u>灯</u>	<u>1,700円</u>	
		4基点	1時間当たり	
		<u>灯</u>	1,600円	
	テニスコー	<u> </u>	1コート1時間当たり	
			<u>200円</u>	
	テニスコー	ト照明	1コート1時間当たり	
			500円	

別表第1	(第7条、	第9条関係)	ı	
公園名	施設名	<u>単位</u>	<u>使用</u> <u>料</u>	備考
<u>北部公</u> 園	<u>多目的</u> 広場		<u>無料</u>	
	野球場	1時間当たり		市内在住 者が利用 する場合 は、無料 とする。
	<u>野球場</u> 照明	1時間当たり		市外の者
		30分増すごと	<u>円</u>	る場合 は、この 表による 使用料の 5割の額 を加算する。 る。
和泉式 部公園	<u>野外ス</u> テージ	1時間当たり	310円	<u>市外の者</u> が利用す
	野外ス テージ 照明灯		100円	る場合 は、この 表による
	配電 <u>盤</u> 電気設 備			使用料の 5割の額 を加算す る。
	<u>研修棟</u> <u>高床式</u> 倉庫			市内在住 者が利用 する場合 は、無料
				とする。

備考

- 1 この表に定める使用料には、消費税 法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定 に基づく消費税の額及び地方税法(昭 和 25 年法律第 226 号)の既定に基づ く地方消費税の額を含む。
- 2 使用料の算定に当たって、単位時間 に満たない利用時間は、単位時間とす る。
- 3 次の各号のいずれにも該当しない者 が公園を利用する場合は、この表に定 める使用料の3割増しの額とする。
 - (1) 市内に居住する者
 - (2) 市内に所在する事業所等に勤務する者
 - (3) 保育所又は学校に通う幼児、 児童、生徒又は学生
 - (4) 当該利用に際して、市内の宿 泊施設に宿泊をする者

別表第2(第9条関係)

	利用の目的	単位	金額
工作物等	標識類	1日1	5 0
を設ける	競技会、展示会、博	平方メ	円
場合	覧会、集会、祭礼そ	ートル	
	の他これらに類する	当たり	
	催しのために設けら		
	れる仮設工作物		
	工事用板囲、足場、		
	詰所その他これらに		
	類するもの及び竹		
	木、土石その他工事		
	用材料置場		
公園を利	行商、募金、露天営	1日1	2 0
用する場	業その他これらに類	平方メ	円
合	するもの	ートル	
	業として写真を撮影	当たり	
	するもの		

中央公	多目的	1時間	当たり	1,050	市内在住
園	<u>広場</u>			<u>円</u>	者が利用
					する場合
					は、無料
					とする。
	多目的	8基点	1時間当	2,100	市外の者
	広場照	<u>灯</u>	<u>たり</u>	<u>円</u>	が利用す
	<u>明</u>	6基点	1時間当	1,890	る場合
		<u>灯</u>	<u>たり</u>	<u>円</u>	は、この
		<u>5基点</u>	1時間当	1,780	表による
		<u>灯</u>	<u>たり</u>	<u>円</u>	使用料の
		4基点	1時間当	1,680	5割の額
		<u>灯</u>	<u>たり</u>	<u>円</u>	を加算す
	テニス	1コー	ト1時間	210円	<u>る。</u>
	コート	<u>当た</u>			
		<u>9</u>			
	テニス	1コー	ト1時間	<u>570円</u>	
	コート	<u>当た</u>			
	照明	ŋ			
即 字 给	2 (第 0	冬則核)		

別表第2(第9条関係)

	利用の目的	単位	金額
工作物等	標識類	1 平方	5 0
を設ける	競技会、展示会、博	メート	円
場合	覧会、集会、祭礼そ	ル 1	
	の他これらに類する	且	
	催しのために設けら		
	れる仮設工作物		
	工事用板囲、足場、		
	詰所その他これらに		
	類するもの及び竹		
	木、土石その他工事		
	用材料置場		
公園を利	行商、募金、露天営	1 平方	2 0
用する場	業その他これらに類	メート	円
合	するもの	ル 1	

	業として映画を撮影		
	するもの		
	競技会、展示会、博		
	覧会、集会、祭礼そ		
	の他これらに類する		
	催しをするもの		
	花火、キャンプファ		
	イヤー等火気を使用		
	するもの		
永続的施	売店・自動販売機・	嬉野市行	可政財
設を設け	その他	産使用料	条例
る場合		(平成 1	8年
		嬉野市条	例第
		5 7 号)	を基
		本として	市長
		が定める	らとこ
		ろによる) ₀

備考 利用面積、利用の長さ及び利用期間 が単位未満のもの又は単位未満の端数 は、それぞれ切り上げて計算する。

	業として写真を撮影	<u>日</u>
	するもの	
	業として映画を撮影	
	するもの	
	競技会、展示会、博	
	覧会、集会、祭礼そ	
	の他これらに類する	
	催しをするもの	
	花火、キャンプファ	
	イヤー等火気を使用	
	するもの	
永続的施	売店・自動販売機・	嬉野市行政財
設を設け	その他	産使用料条例
る場合		(平成18年
		嬉野市条例第
		57号) を基
		本として市長
		が定めるとこ
		ろによる。
/#: +v. 1		77 7 V T I T H H H H

備考 利用面積、利用の長さ及び利用期間 が単位未満のもの又は単位未満の端数 は、それぞれ切り上げて計算する。 変 更 案

現 行

別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

別表第1 (第2条関係) 組合を組織する地方公共団体

佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基

有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基 地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地 区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊 振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村 圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・ 有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖・三養基西部環境施設組合 佐賀県 後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域 環境組合

佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里 市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市 神 埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 みや き町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太良町 西佐賀水道企業団 天山 地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処 理場組合 鹿島・藤津地区衛生施設組合 神埼地区消防事務組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖・三養基 地区消防事務組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊万里・有田地 区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊 振共同塵芥処理組合 鳥栖地区広域市町村 圏組合 佐賀西部広域水道企業団 伊万里・ 有田地区衛生組合 三養基西部葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥栖·三養基西部環境施設組合 佐賀県 後期高齢者医療広域連合 佐賀県西部広域 環境組合

別表第2(第3条関係)

組合の共同処理する事務と組合市町

第3条第1号 小城市 嬉野市 神埼市 吉

に関する事務 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 西佐賀水道企業団 天 山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿 島·藤津地区衛生施設組合

> ____ 杵島 工業用水道企業団 天山地区 共同斎場組合 伊万里・有田 地区医療福祉組合 脊振共同 塵芥処理組合 鳥栖地区広域 市町村圏組合 佐賀西部広域 水道企業団 三養基西部葬祭 組合 佐賀中部広域連合 三 神地区環境事務組合 佐賀県 西部広域環境組合

第3条第2号 から第6号ま でに関する事

務

略

別表第2(第3条関係)

組合の共同処理する事務と組合市町

第3条第1号 小城市 嬉野市 神埼市 吉

に関する事務 野ヶ里町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白石町 太 良町 西佐賀水道企業団 天 山地区共同衛生処理場組合 杵東地区衛生処理場組合 鹿 島·藤津地区衛生施設組合 神埼地区消防事務組合 杵島 工業用水道企業団 天山地区 共同斎場組合 伊万里・有田 地区医療福祉組合 脊振共同 塵芥処理組合 鳥栖地区広域 市町村圏組合 佐賀西部広域 水道企業団 三養基西部葬祭 組合 佐賀中部広域連合 三 神地区環境事務組合 佐賀県 西部広域環境組合

第3条第2号 から第6号ま でに関する事 務

略

第3条第7号 多久市 武雄市 小城市 嬉 第3条第7号 多久市 武雄市 小城市 嬉 野市 神埼市 吉野ヶ里町 に関する事務 野市 神埼市 吉野ヶ里町 に関する事務 基山町 上峰町 みやき町 基山町 上峰町 みやき町 玄海町 有田町 大町町 江 玄海町 有田町 大町町 江 北町 白石町 太良町 西佐 北町 白石町 太良町 西佐 賀水道企業団 天山地区共同 賀水道企業団 天山地区共同 衛生処理場組合 杵東地区衛 衛生処理場組合 杵東地区衛 生処理場組合 鹿島·藤津地 生処理場組合 鹿島・藤津地 区衛生施設組合 神埼地区消 区衛生施設組合 有田磁石場組合 防事務組合 有田磁石場組合 杵藤地区広域市町村圏組合 杵藤地区広域市町村圏組合 鳥栖·三養基地区消防事務 鳥栖·三養基地区消防事務 組合 杵島工業用水道企業団 組合 杵島工業用水道企業団 天山地区共同斎場組合 伊 天山地区共同斎場組合 伊 万里•有田地区医療福祉組合 万里•有田地区医療福祉組合 佐賀東部水道企業団 脊振 佐賀東部水道企業団 脊振 共同塵芥処理組合 鳥栖地区 共同塵芥処理組合 鳥栖地区 広域市町村圏組合 佐賀西部 広域市町村圏組合 佐賀西部 広域水道企業団 伊万里・有 広域水道企業団 伊万里・有 田地区衛生組合 三養基西部 田地区衛生組合 三養基西部 葬祭組合 佐賀中部広域連合 葬祭組合 佐賀中部広域連合 三神地区環境事務組合 鳥 三神地区環境事務組合 鳥 栖•三養基西部環境施設組合 栖·三養基西部環境施設組合 佐賀県後期高齢者医療広域連 佐賀県後期高齢者医療広域連 合 佐賀県西部広域環境組合 合 佐賀県西部広域環境組合 第3条第8号 略 第3条第8号 略 に関する事務 に関する事務 略 略 第3条第9号 第3条第9号 に関する事務 に関する事務 第3条第10号 略 第3条第10号 略 に関する事務 に関する事務

佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改 正 案

第1条~第17条(略)

- 第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。
 - (1) 関係市町の負担金
 - (2) 事業収入
 - (3) 国及び佐賀県の支出金
 - (4) その他
- 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の 額は、別表第2により、広域連合の予算にお いて定めるものとする。

第19条(略)

別表第2(第18条関係)

	負担割合		
共通経費	均等割	10%	
	人口割	45%	
	高齢者人口割	45%	
医療給付に要	高齢者医療確保法第	98 条に	
する経費	定める市町の一般会	会計にお	
	いて負担すべき額		
保険料その他	高齢者医療確保法第	;105条	
の納付金	に定める市町が納付	すすべき	
	額(略)		

備考

- 1 人口割については、前年度の3月31日 現在の住民基本台帳に基づく人口によ る。
- 2 高齢者人口割については、前年度の3 月31日現在の住民基本台帳に基づく満75歳以上の人口による。

- 元

- 第1条~第17条(略)
- 第18条 広域連合の経費は、次に掲げる収入 をもって充てる。

行

- (1) 関係市町の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び佐賀県の支出金
- (4) その他
- 2 前項第1号に規定する関係市町の負担金の 額は、別表第2により、広域連合の予算にお いて定めるものとする。

第19条(略)

別表第2(第18条関係)

	負担割合
共通経費	均等割 10%
	人口割 45%
	高齢者人口割 45%
医療給付に要	高齢者医療確保法第 98 条に
する経費	定める市町の一般会計にお
	いて負担すべき額
保険料その他	高齢者医療確保法第 105 条
の納付金	に定める市町が納付すべき
	額(略)

備考

- 1 人口割については、前年度の3月31日 現在の住民基本台帳<u>及び外国人登録原票</u> に基づく人口による。
 - 2 高齢者人口割については、前年度の3 月31日現在の住民基本台帳<u>及び外国人登</u> <u>録原票</u>に基づく満75歳以上の人口によ る。

77